

長生村こども計画

令和8年3月

村長挨拶

長生村では、これまで「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て関連3法」に基づく、「長生村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念である「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現を目指し、子ども・子育て支援にかかる各施策を総合的に推進してきました。



令和5年4月に施行された「こども基本法」では、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程にある者を「こども」と定義し、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが目的とされています。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、安心して子どもたちが暮らすことのできる環境づくりだけではなく、子どもたちが自らの幸せな将来のために行動できるような支援を進めていくことも重要です。アンケート調査等を通じて、子どもたちから寄せられた思いや意見を受け止め、寄り添いながら、「こどもの健やかな育ちと活躍を切れ目なく支援するまち 長生」の実現を目指し、取組を進めてまいります。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました長生村健康づくり推進協議会の皆様には、ご尽力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、事前に実施いたしましたアンケート調査に当たり、計画の基本となるご意見をいただきました住民の皆様並びに関係各位にも心から厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

長生村長 小高 陽一

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の策定方法.....	4
第2章 長生村のこども・若者を取り巻く状況.....	5
第1節 長生村の少子化の概況.....	5
第2節 こども・若者を取り巻く家庭の状況.....	10
第3節 こども・若者の状況.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
第1節 こども計画の基本理念.....	34
第2節 基本目標及び施策の体系.....	35
第4章 こども・若者支援施策の展開.....	37
基本目標1 こども・若者をはぐくむ切れ目のない支援の充実.....	37
基本目標2 こども・若者の成長に沿った支援の充実.....	58
基本目標3 こども・若者を支える家庭への支援の充実.....	77
第5章 計画の推進・展開.....	89
第1節 計画の推進に向けて.....	89
第2節 計画の進行管理・点検について.....	89
資料編.....	90
第1節 審議・策定経過資料.....	90
第2節 法制度に係る資料.....	94

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の趣旨

少子化の背景にある経済的な不安定さ、こどもの安全や孤独といった問題の解決に向け、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

「こども基本法」第10条第2項では、この「こども大綱」や都道府県のこども計画を勘案し、総合的にこども施策を定める市町村こども計画の策定が努力義務とされています。

本村では、これまで「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て関連3法」に基づく、「長生村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもと保護者への支援による安全・安心な子育て環境を整備し、こども一人ひとりが健やかに育つ社会を実現することを目的とした各施策を一体的に推進してきました。

現在、「長生村第3期子ども・子育て支援事業計画」に沿った取組を進めているところですが、子ども・子育て支援事業計画は、新生児期、乳幼児期を対象とした取組が中心となっており、学童期・思春期・青年期における支援については不足していると考えられます。

このようなことから、「こども基本法」や「こども大綱」による新たな視点や令和7年3月に策定された千葉県の「千葉県こども・若者みらいプラン」を勘案し、本村におけるこども・若者支援の方向性を定めるために「長生村こども計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱や県計画を勘案し、本村におけるこども施策を総合的に推進するための計画として位置付けます。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」、「少子化社会対策基本法」に基づく少子化施策の方向性も定めるものとします。

本計画に定める取組は「長生村第3期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）」と共通するものも多いことから、整合を図っていきます。また、本計画は、上位計画である「長生村総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

本計画（こども計画）	こども計画	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進する	根拠法 こども基本法第10条第2項
	こどもの貧困対策推進計画	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する	根拠法 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
	子ども・若者計画	子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を推進する	根拠法 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
	少子化に対処するための施策	少子化社会対策基本法の基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を実施する	根拠法 少子化社会対策基本法第4条
	子ども・子育て支援事業計画	「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制の確保の内容及び認定こども園に代表される教育・保育の一体的提供を図るための方策を定める	根拠法 子ども・子育て支援法第61条
子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援対策行動計画	保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく各分野における施策の方向性を定める	根拠法 次世代育成支援対策推進法第8条

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。また、こどものライフステージの各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく支援を行っていくため、将来的には「こども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の一体的な策定を予定しています。

第4節 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」に基づき、心身の発達過程にあるこどもとその家庭を対象とします。

主に生まれる前から妊娠期、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経ておとなになるまでの18歳までを対象としますが、一部施策についてはおおむね34歳以下の若者も対象とします。

定義

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

根拠法 こども基本法第2条

「こども」の表記について

国で示された、表記方法を準用し、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いることとします。

また、特別な場合の判断についても国と同様の取り扱いを行います。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で、「こども」表記以外の語を用いる場合

第5節 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

①長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）による検討

計画内容の検討に当たっては、条例に基づく会議において、審議を行いました。

②庁内組織による検討

庁内における策定期間中の検討組織として、子ども教育課に事務局を設け、素案の作成や関係組織との調整等を行いました。

(2) こども・若者の意見徴収（アンケート調査）

こども大綱を踏まえ、本村のこどもの意識や取り巻く環境の課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和7年7月に次の3種類のアンケート調査を実施しました。

①小中学生及びその保護者対象調査

村立小中学校在籍の小中学生児童（小学4年生～小学6年生）・中学生児童全員及びその保護者を対象に、小中学校を通じて依頼文を配付し、Web回答フォームを通じて回収しました。なお、村立小中学校に在籍していない児童及びその保護者には郵送で依頼文を配付し、Web回答フォームを通じて回収しました。

②高校生・若者（15～34歳）対象調査

令和7年7月に、村内在住の15～34歳の1,000人を対象に、郵送で依頼文を配付し、Web回答フォームを通じて回収しました。

調査種別	配付数	有効回収数・率
小中学生調査	550 票	519 票(94.4%)
小中学生保護者調査	550 票	263 票(47.8%)
高校生・若者(15～34 歳)調査	1,000 票	236 票(23.6%)

第2章 長生村のこども・若者を取り巻く状況

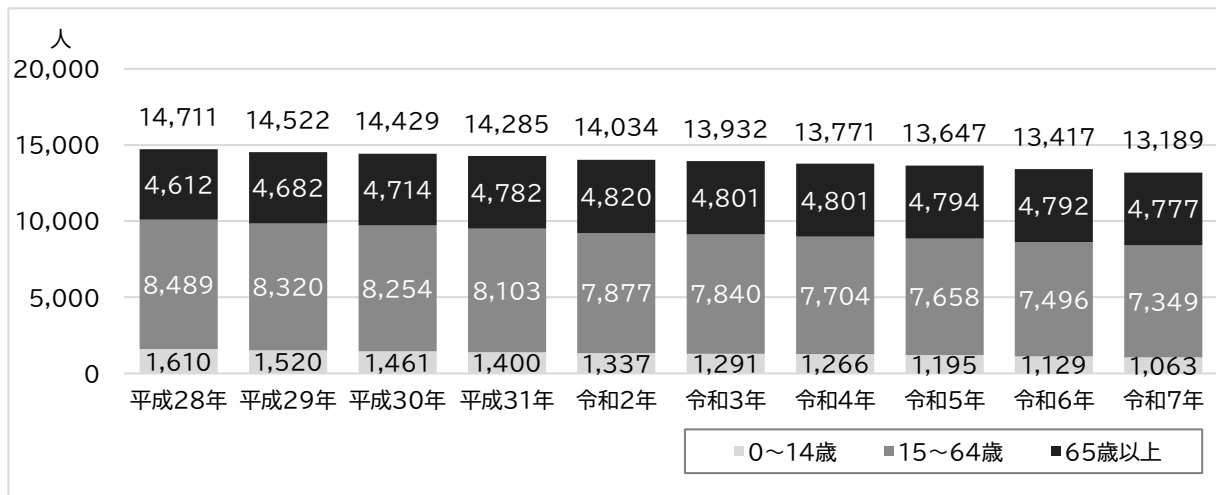
第1節 長生村の少子化の概況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

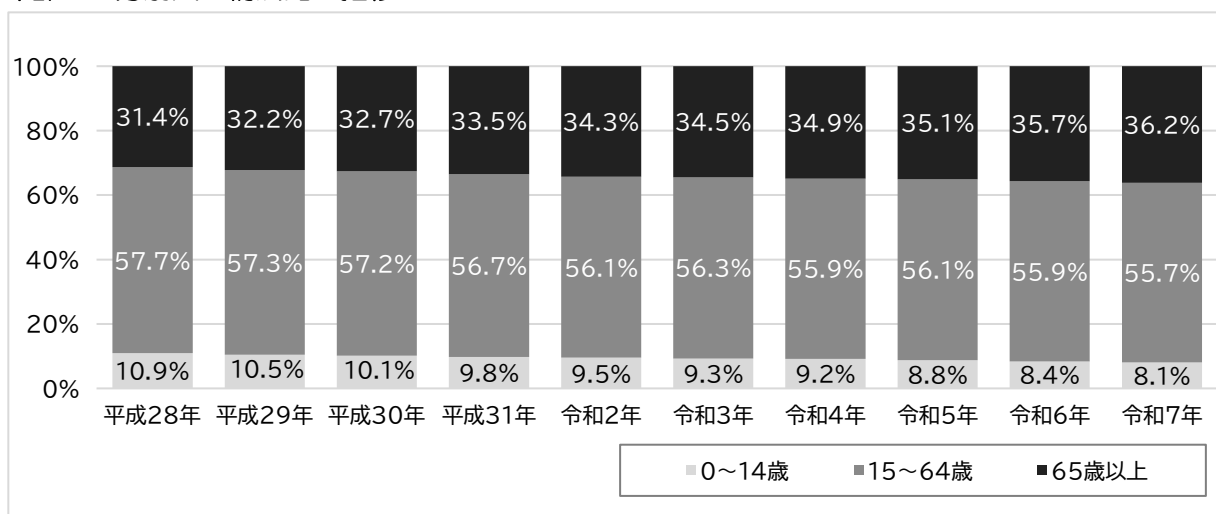
本村の総人口は、令和7年4月1日現在、13,189人となっており、年齢3区分別構成比を見ると、0～14歳人口が1,063人、15～64歳人口が7,349人、65歳以上人口が4,777人となっています。

平成28年と比べ、総人口は約1割減、0～14歳人口は約3割半ば減、15～64歳人口は約1割減、65歳以上人口は約5%増となっています。こども及び子育て世代の人口が減少する一方、高齢者の人口が微増し、少子高齢化が進行している状況がうかがわれます。

総人口・年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口構成比の推移

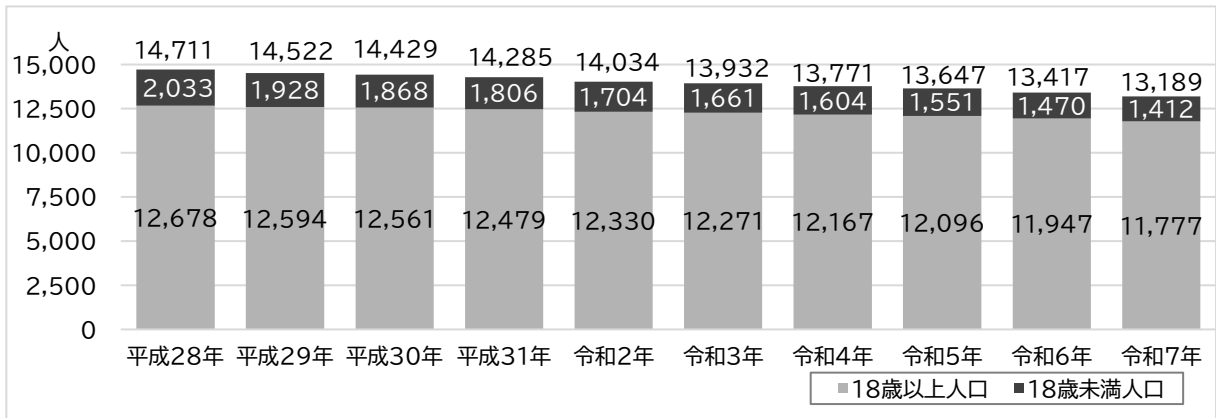


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 18歳未満人口の推移

本村の18歳未満人口は、年々減少し、令和7年4月1日現在、1,412人となっています。平成28年と比べ、約3割減となっています。

総人口・18歳未満人口の推移



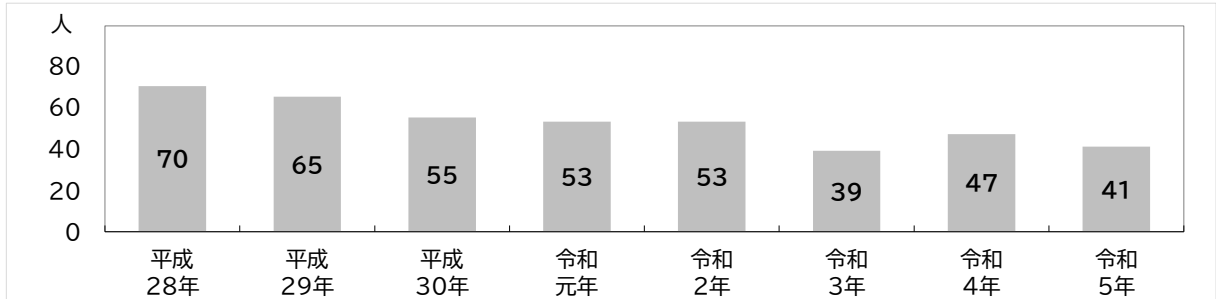
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 出生数・合計特殊出生率

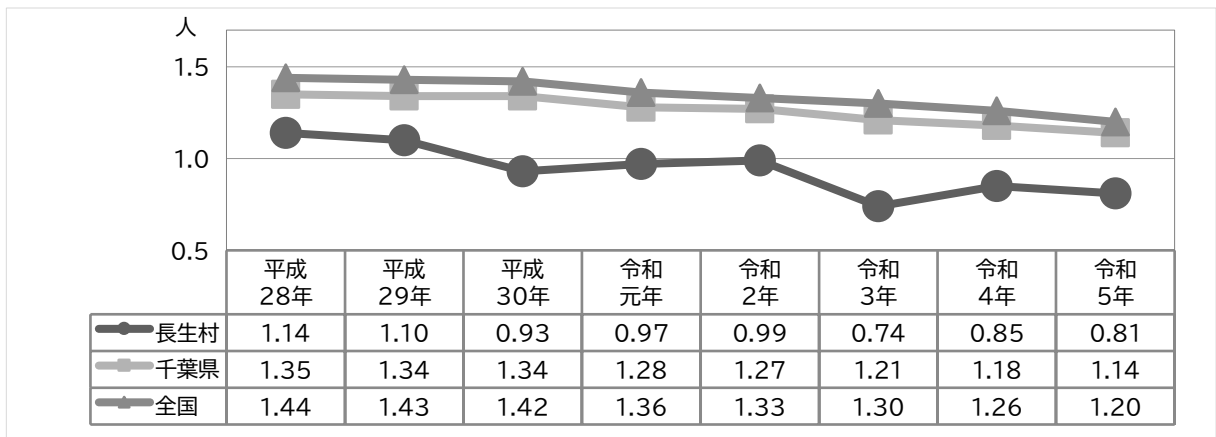
本村の出生数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5年時点で、41人となっています。

また、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は、令和5年末時点で、本村は0.81人となっています。本村では平成30年に1.0人を下回り、千葉県・全国値を下回る値で推移しています。

出生数の推移



合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（各年末時点）

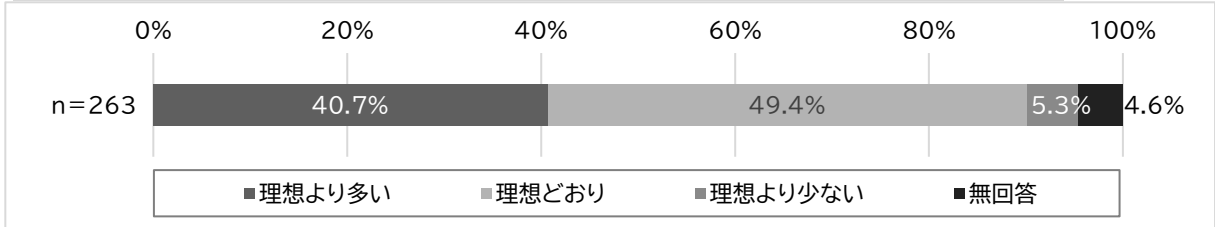
(4) こどもの人数に対する現状と希望

小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、現状のこどもの人数が理想どおりとなっている割合は約5割となっています。

こどもの人数に対する現状と理想

問3-1：ご家族のうち、お子さんの人数をお答えください。※単数回答

問13-1：あなたは、理想として何人のこどもがほしい（ほしかった）と思いますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

(5) 恋愛・結婚への考え方

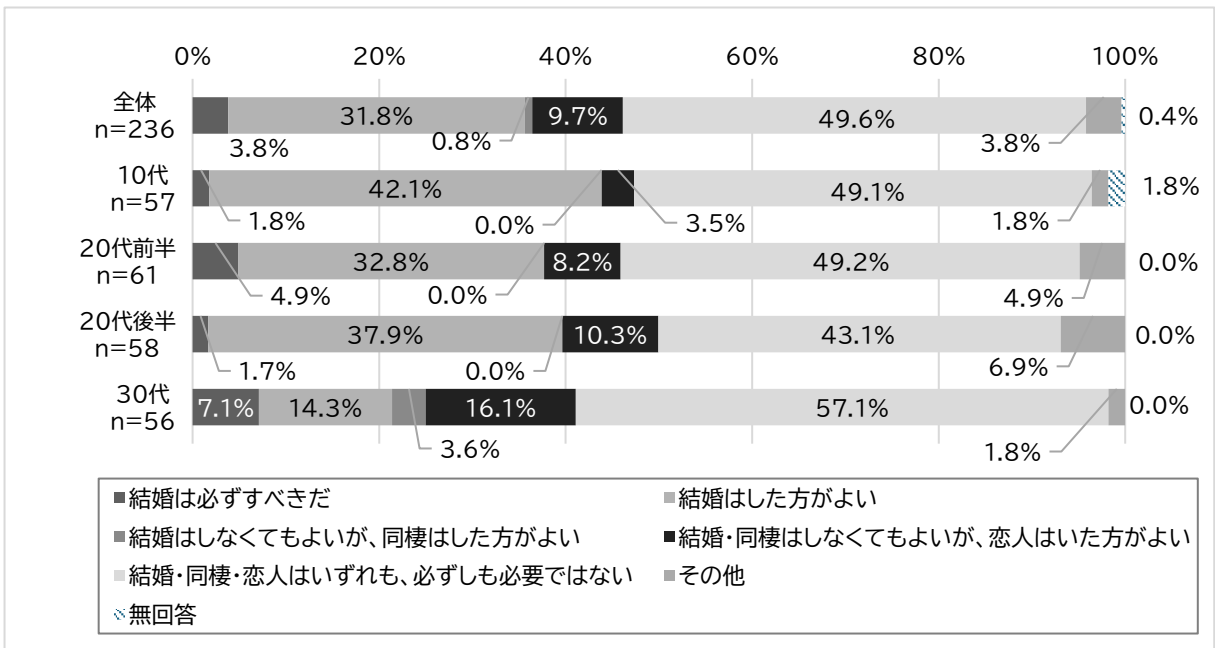
①恋愛・結婚への考え

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、恋愛や結婚に対する考え方を聞いたところ、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が約5割と最も多く、次いで、「結婚はした方がよい」が約3割となっています。

年代別に見ると、いずれの年代でも「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が最も多くなっています。

恋愛や結婚に対する考え方/年代別

問23：恋愛や結婚については、いろいろな考え方がありますが、次のような考え方のうち、あなたの意見に最も近いものはどれですか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

※本アンケートで「結婚している（現在、配偶者あり）」と回答した割合は、10代（0.0%）20代前半（3.3%）、20代後半（20.7%）、30代（44.6%）となっています。

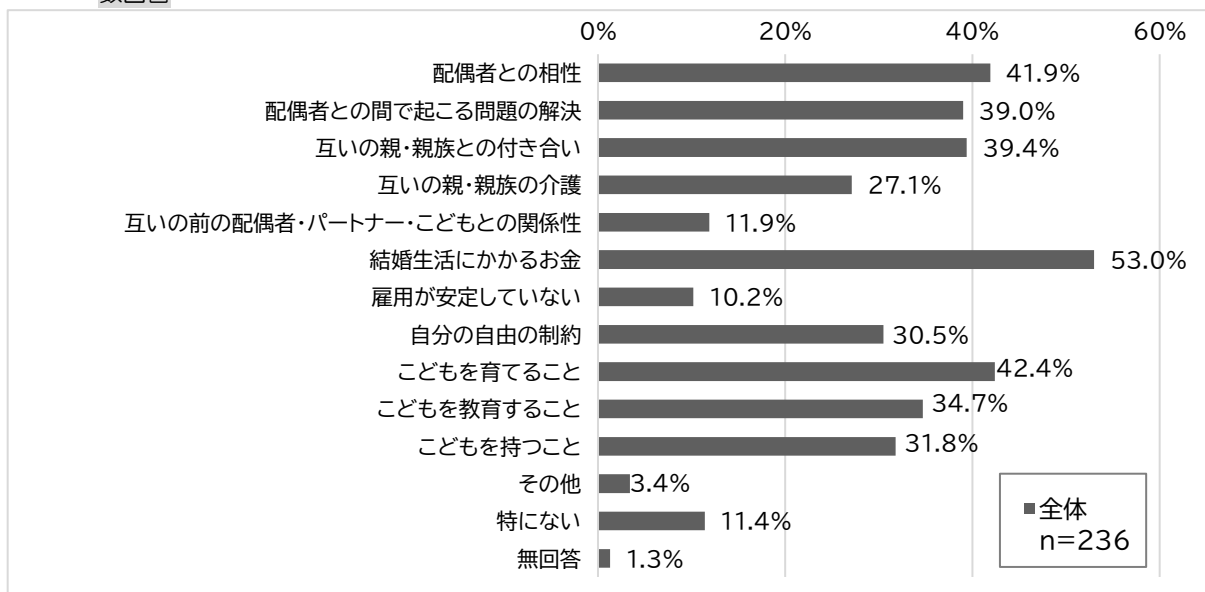
②結婚生活に対して不安を感じること

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、結婚に対する不安について聞いたところ、「結婚生活にかかるお金」が約5割と最も多く、次いで、「子どもを育てること」、「配偶者との相性」、「互いの親・親族との付き合い」、「配偶者との間で起こる問題の解決」が各約4割となっています。

経済的な不安が最も多くなっているものの、結婚に伴う人間関係や子どもを育てることに対する不安を感じている方も多く見られます。

結婚生活に対する不安

問25：結婚生活について、あなたが不安に感じることは何ですか。あなたの考えに近いものはどれですか。※複数回答



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

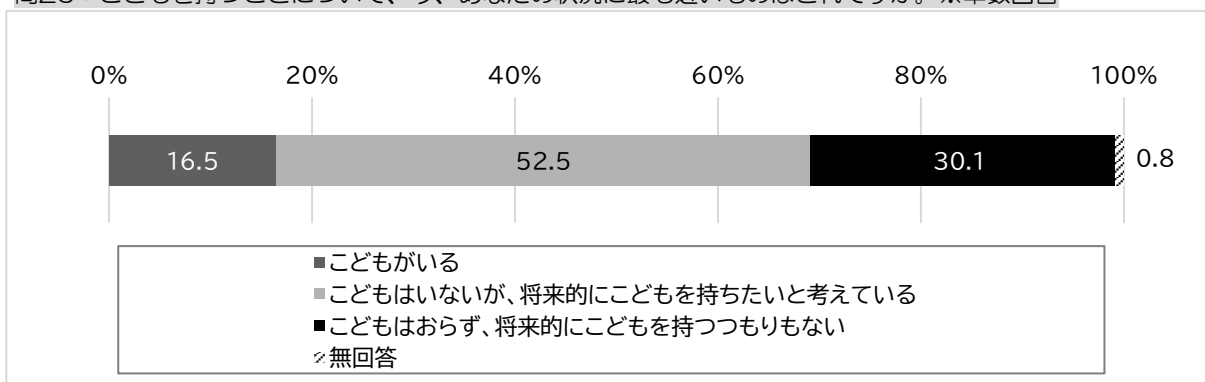
※本アンケートで「結婚している（現在、配偶者あり）」と回答した割合は16.5%となっています。

③子どもを持つことへの考え

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、子どもを持つことについての考え方を聞いたところ、「子どもはいないが、将来的に子どもを持ちたいと考えている」が約5割、「子どもはおらず、将来的に子どもを持つつもりもない」が約3割となっています。

子どもを持つことに対する考え方

問26：子どもを持つことについて、今、あなたの状況に最も近いものはどれですか。※単数回答



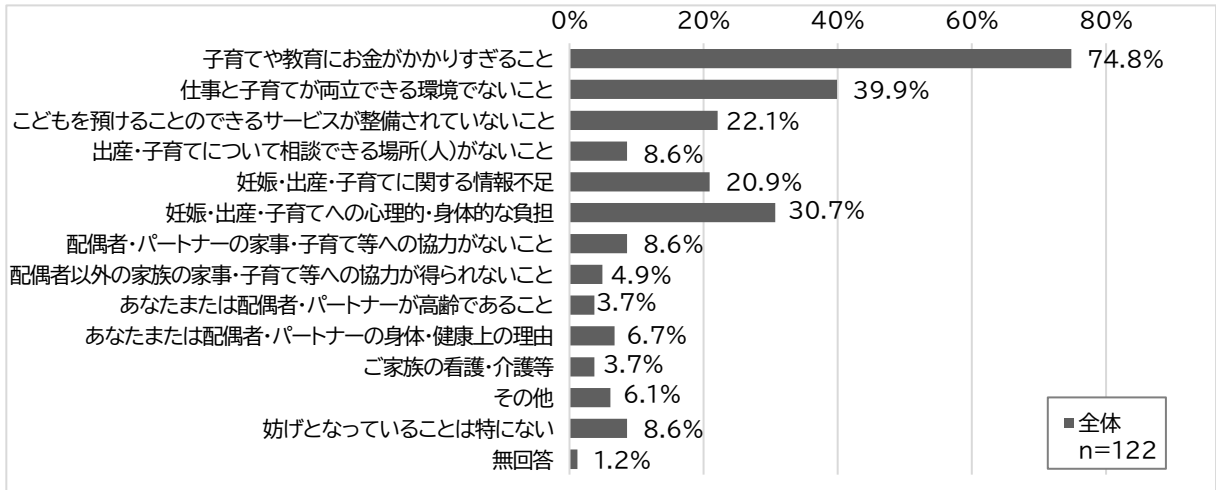
資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

④子どもを産み育てることへの不安

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「子どもがいる」及び「子どもはいないが、将来的に子どもを持ちたいと考えている」と回答した方に、子どもを産み・育てることについての不安を聞いたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎること」が最も多く約7割半ば、次いで「仕事と子育てが両立できる環境でないこと」が約4割となっています。

子どもを産み・育てることへの不安

問26-2：子どもを産み・育てることについて、あなたが不安に感じることは何ですか。今、子どもがいない方は、イメージでお答えください。※複数回答



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

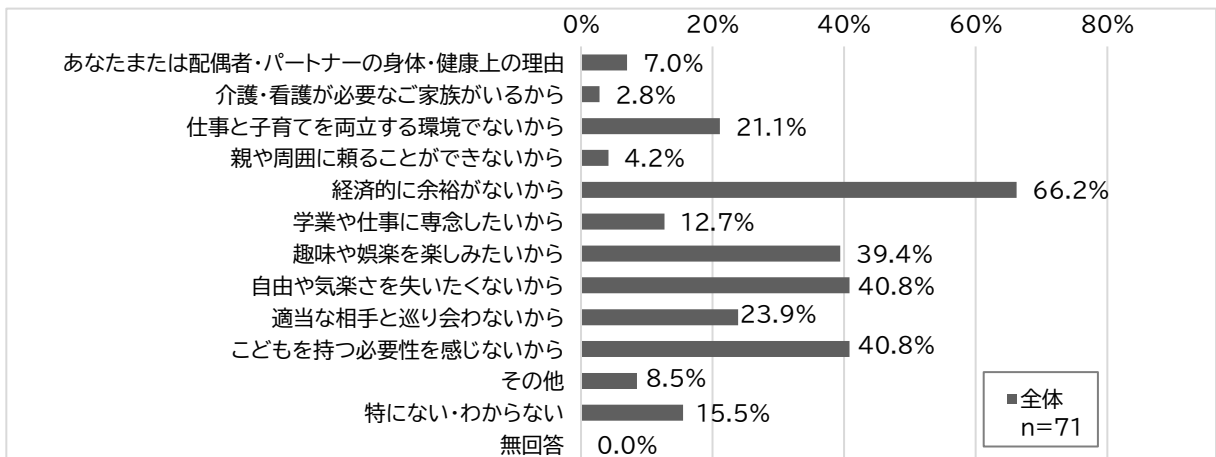
⑤子どもを持たない理由

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「子どもはおらず、将来的に子どもを持つつもりもない」と回答した方に、その理由を聞いたところ、「経済的に余裕がないから」が最も多く、約6割半ばとなっています。次いで、「自由や気楽さを失いたくないから」、「子どもを持つ必要性を感じないから」、「趣味や娯楽を楽しみたいから」が多く約4割となっています。

子どもを持つことよりも優先したいことがある方が多く見られますが、「経済的に余裕がないから」が最も多くなっています。

子どもを持たない理由

問26-3：その理由について、あなたの考えに近いものはどれですか。※複数回答



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

第2節 こども・若者を取り巻く家庭の状況

(1) 保護者の就労状況

小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、父親が「正社員・正規職員・会社役員」で母親が「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の組み合わせが最も多く約3割半ば、次いで父親・母親ともに「正社員・正規職員・会社役員」の組み合わせが約2割半ばとなっています。

		父親(%)							
		正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	働いていない(専業主婦/主夫を含む。)	わからない	いない	無回答
母親(%)	正社員・正規職員・会社役員	24.3	0.0	1.1	4.9	0.0	0.4	3.8	0.4
	嘱託・契約社員・派遣職員	3.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	35.0	0.0	0.0	3.4	0.8	0.0	1.9	0.0
	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	3.0	0.0	0.8	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	働いていない(専業主婦/主夫を含む。)	8.7	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.4	0.0
	わからない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
	いない	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

(2) 子育て家庭の生活状況

「国民生活基礎調査」によると、令和3年の貧困線は127万円となっており、相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率（貧困世帯で暮らす17歳以下のこどもの割合）は11.5%となっています。

貧困に関する指標は改善傾向にあるものの、ひとり親世帯（こどもがいる現役世帯のうちおとなが1人だけの世帯）の令和3年における相対的貧困率は44.5%と依然高い値となっています。

貧困率（全国値）の推移

	平成6年	平成15年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率(%)	13.8	14.9	16.1	15.7	15.7	15.4
こどもの貧困率(%)	12.2	13.7	16.3	13.9	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯(%)	11.3	12.5	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が1人(%)	53.5	58.7	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が2人以上(%)	10.2	10.5	12.4	10.7	11.2	8.6
等価可処分所得の中央値	289万円	274万円	250万円	244万円	248万円	254万円
貧困線(1人世帯の場合)	144万円	130万円	122万円	122万円	124万円	127万円

資料：国民生活基礎調査

※平成30年からは改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

「貧困」の指標について

国民生活基礎調査で示す「貧困率」は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、次のように定義されています。

●貧困線

統計上、必要なものを購入して生活を支えられる最低限と考えられる収入水準。等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分の額が、その収入水準とされています。

●相対的貧困率

貧困線を下回る人の割合。

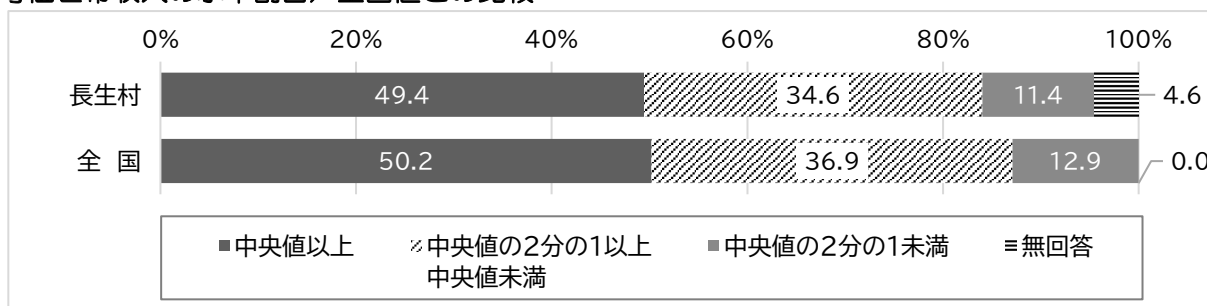
●こどもの貧困率

18歳未満のこども全体に占める、貧困線に満たない18歳未満のこどもの割合。

①貧困の課題を抱えている世帯

小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、約1割が「貧困の課題を抱えている世帯」、約3割半ばが「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」であると想定されます。

等価世帯収入の水準割合／全国値との比較



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

「等価世帯収入の水準」による分類について

ここでは、内閣府による「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」に基づき、保護者調査の回答から得た「世帯の年間収入」及び「こどもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」を踏まえて下記のような処理をし、「等価世帯収入」による分類を行っています。

●分類手順

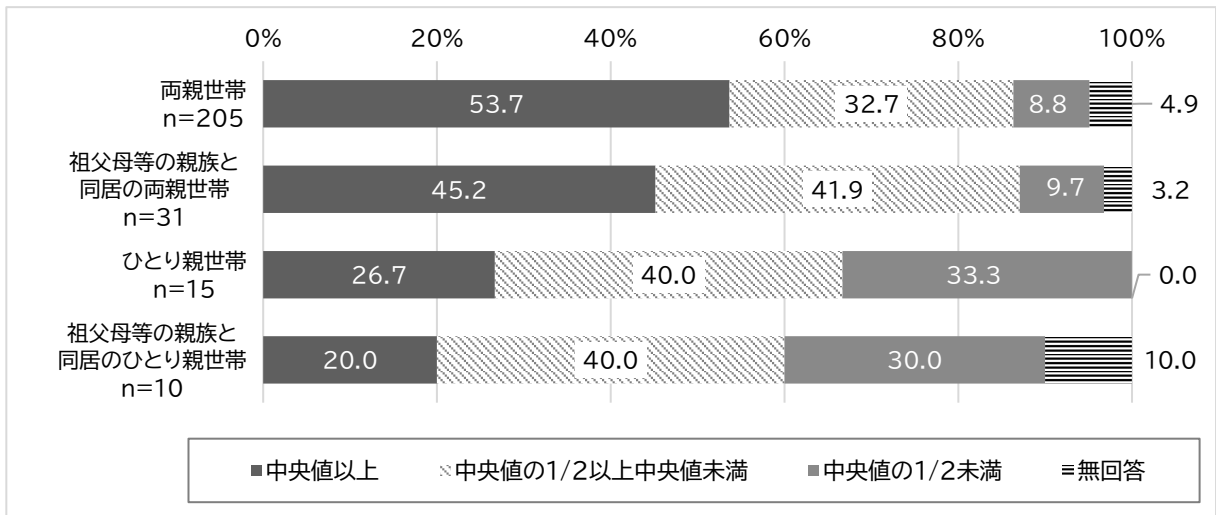
- ①年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）
- ②上記①の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ③上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

この分類のうち、「中央値の2分の1未満」に該当する世帯を「貧困の課題を抱えている世帯」、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当する世帯を「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」と考え、回答傾向の把握を行っています。

「国民生活基礎調査」における相対的貧困率は、両親世帯に比べ、ひとり親世帯で高い値となっています。小中学生保護者を対象としたアンケート調査結果においても、両親世帯と比べ、ひとり親世帯では「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」の比重が高い傾向が見られます。

また、過去1年間における生活に必要な費用の未払い経験を聞いたところ、親族と同居していないひとり親世帯は、「食料が買えないことがあった」では約3割、「衣服が買えないことがあった」では約4割半ばが「あった」と回答している状況です。

等価世帯収入の水準割合／家族形態別



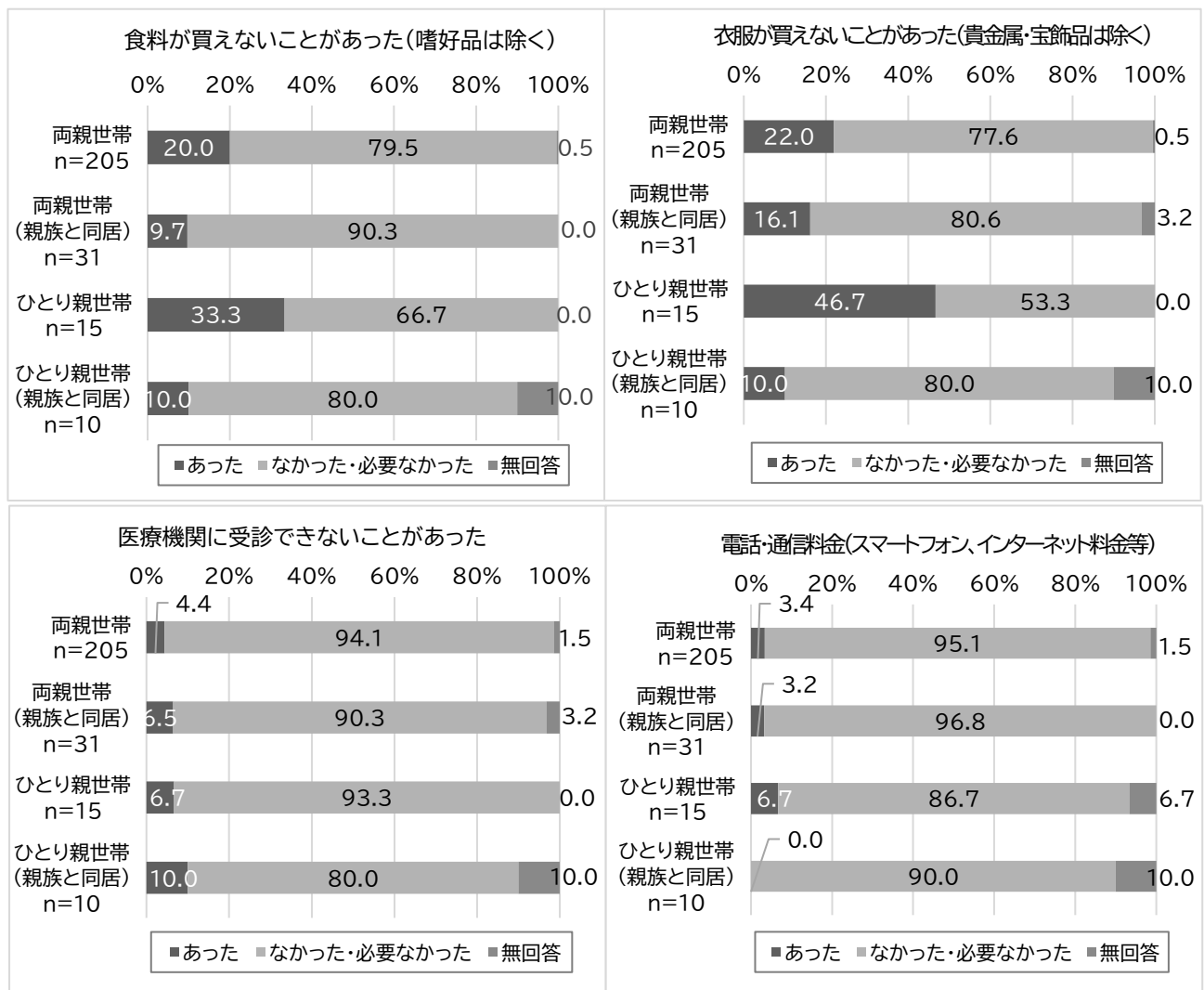
資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

過去1年間の未払い経験／家族形態別

問9：あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、次のようなことがありましたか。 ※単数回答

問10：あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、次の支払いができなかったことがありましたか。

※単数回答

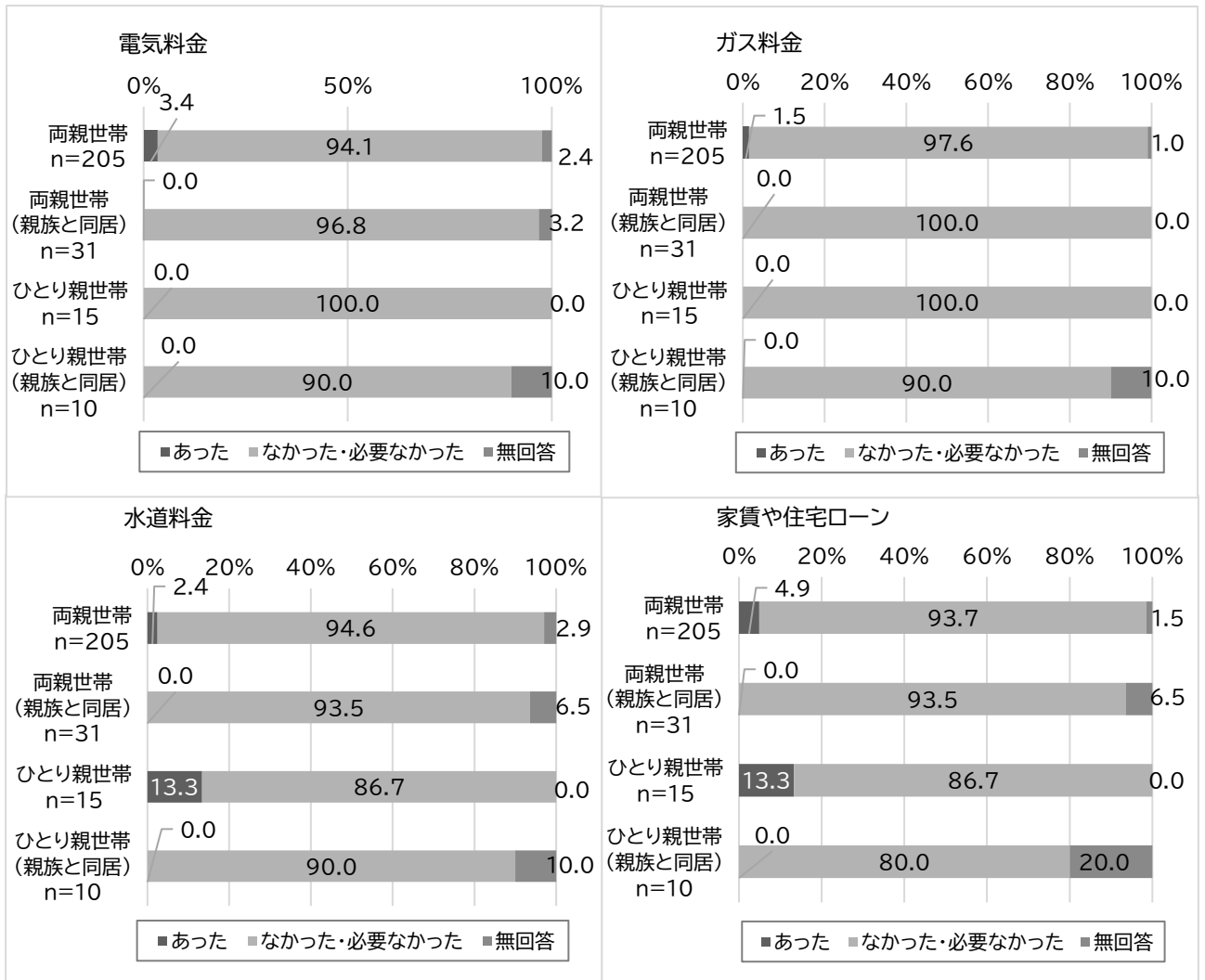


過去1年間の未払い経験／家族形態別

問9：あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、次のようなことがありましたか。※単数回答

問10：あなたの世帯では、過去1年の間に、お金の足りなくて、次の支払いができなかったことがありましたか。

※単数回答



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

②貧困の課題を抱えていることによる体験の格差

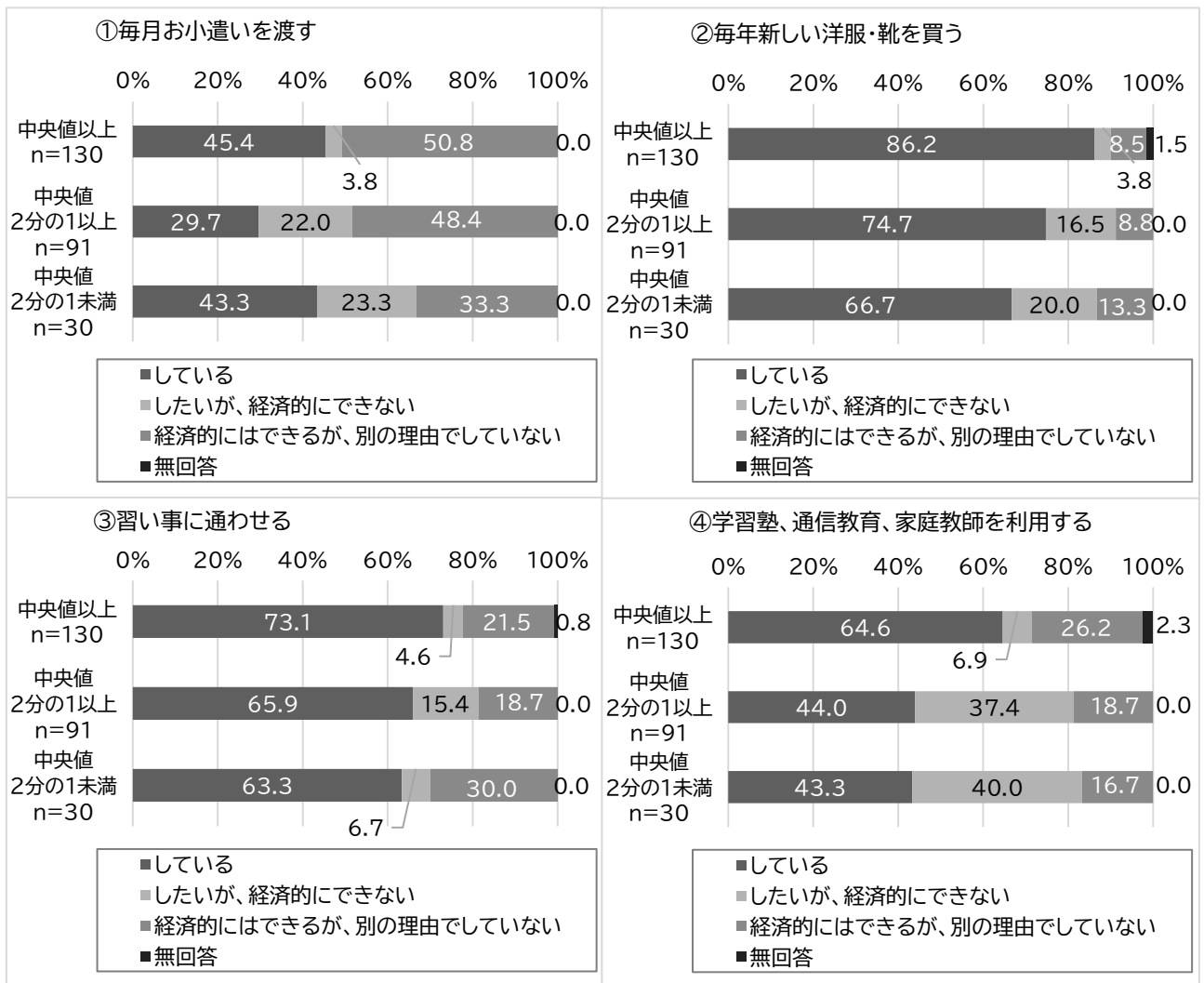
こどもの貧困問題の一つに、学習機会や様々な体験機会に恵まれないことで教育格差につながる可能性が指摘されています。

小中学生保護者を対象としたアンケート調査において、家庭におけるこどもへの支出の状況について聞いたところ、「①毎月お小遣いを渡す」、「②毎年新しい洋服・靴を買う」、「④学習塾、通信教育、家庭教師を利用する」、「⑥家族旅行へ行く」の4項目で、「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」が「したいが、経済的にできない」と回答した割合がより高い傾向が見られます。

また、過去1年間の体験について聞いたところ、「②博物館・科学館・美術館などに行く」、「③キャンプやバーベキューに行く」、「④スポーツ観戦や劇場に行く」、「⑤遊園地やテーマパークへ行く」、「⑥こどもの年齢にあった本を買う」の5項目で、「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」が「したいが、経済的にできない」と回答した割合がより高い傾向が見られます。

こどもへの支出／等価世帯収入の水準別

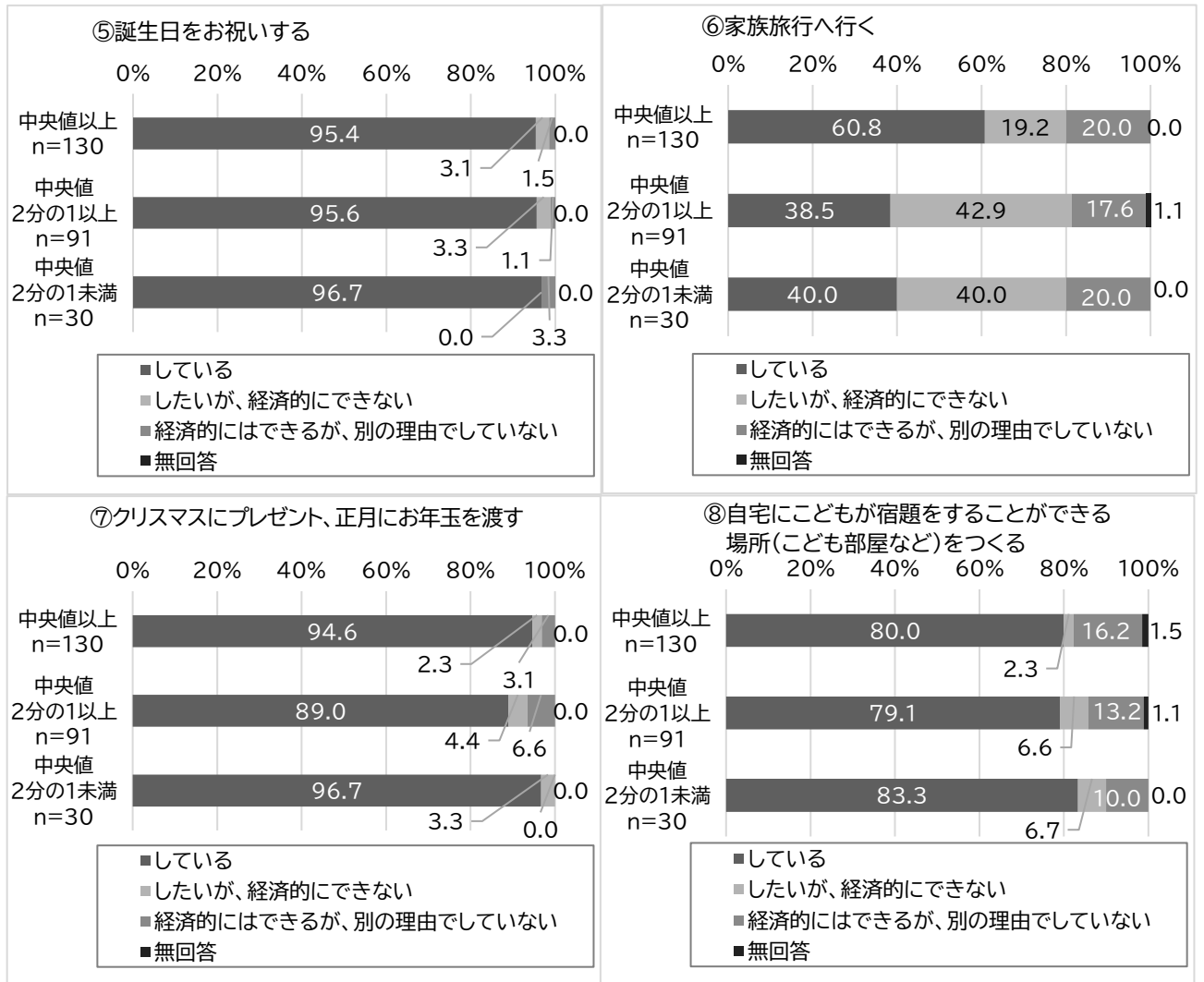
問11：あなたの世帯では、お子さんに次のことをしていますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

子どもへの支出／等価世帯収入の水準別

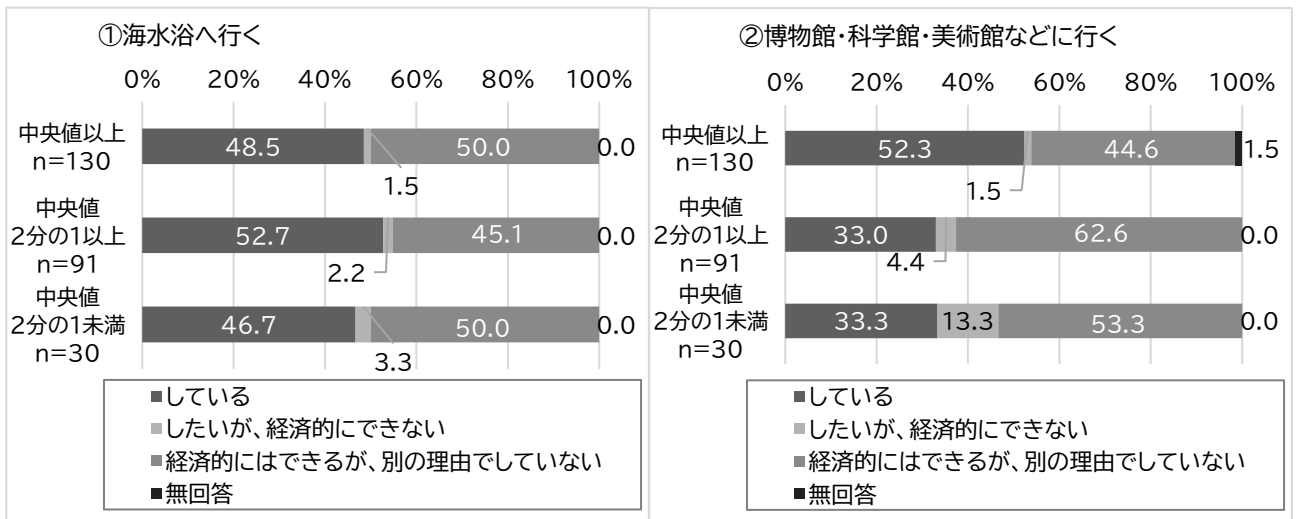
問11：あなたの世帯では、お子さんに次のことをしていますか。※単数回答



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

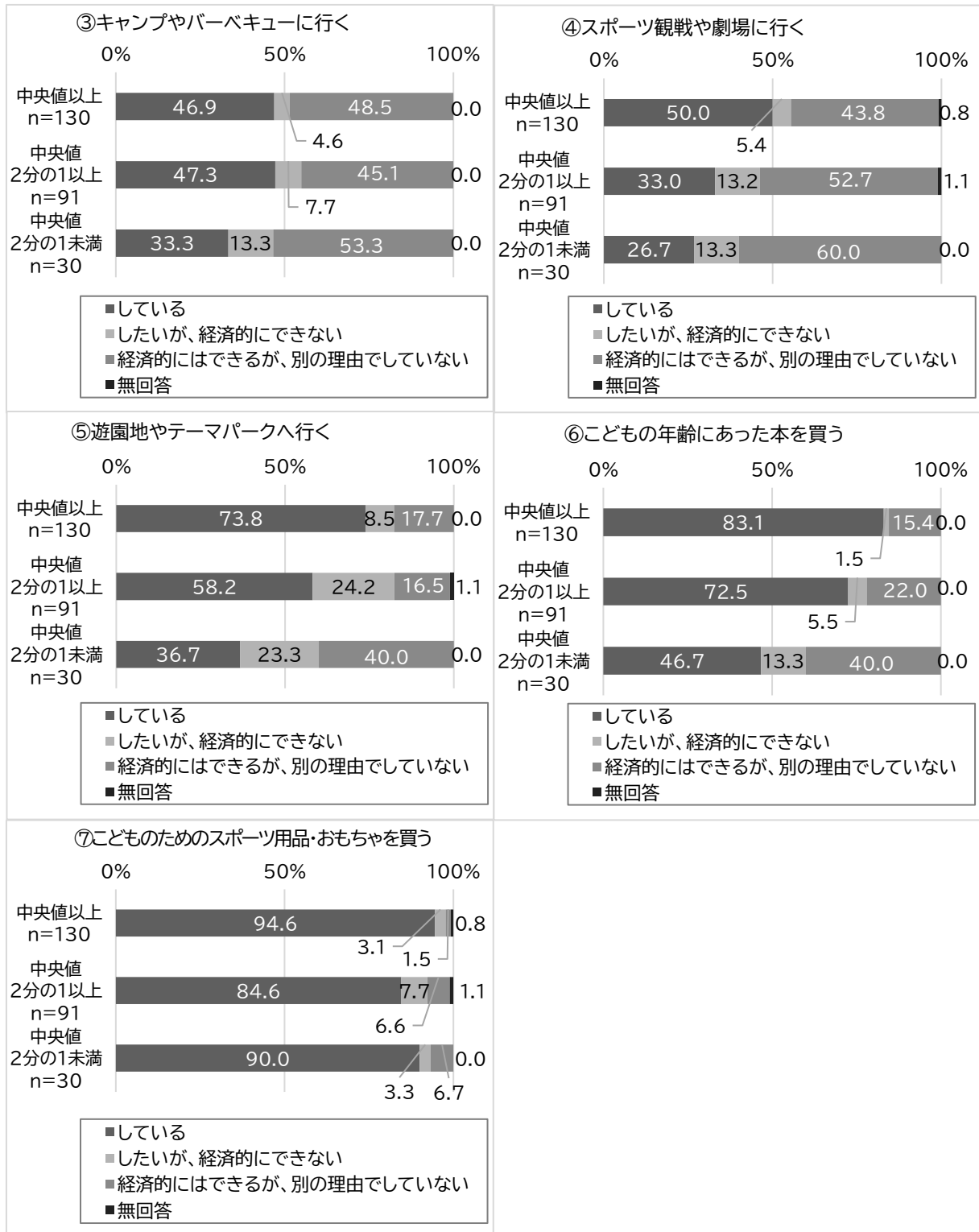
過去1年間の体験／等価世帯収入の水準別

問12：あなたの世帯では、お子さんに次のことをしていますか。※単数回答



過去1年間の体験/等価世帯収入の水準別

問12：あなたの世帯では、お子さんに次のことをしていますか。※単数回答

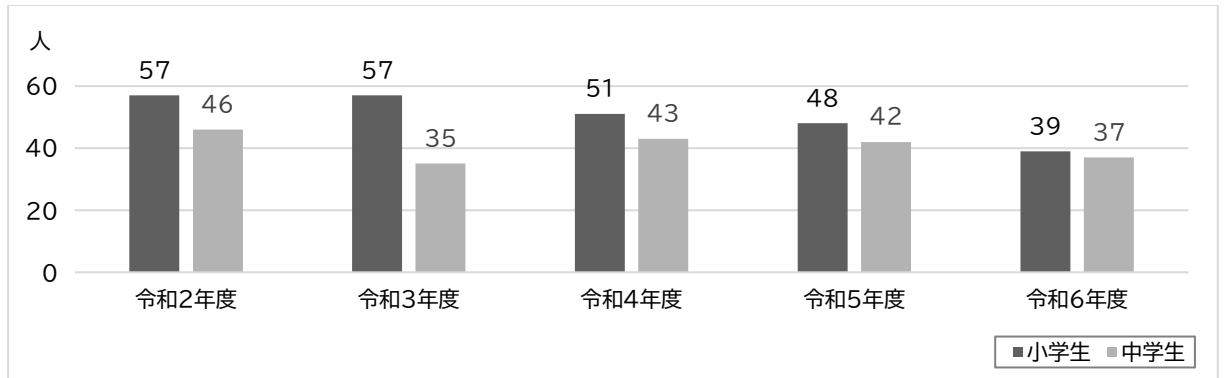


資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

③就学援助を受けた児童生徒数

本村の就学援助を受けた児童生徒数は減少傾向にあり、令和6年度末時点で小学生39人、中学生37人となっています。

年代別就学援助児童数



資料：子ども教育課（各年度末時点）

(3) 支援が必要な世帯の状況

①児童虐待相談対応件数

児童虐待相談対応件数は、千葉県・全国ともに増加傾向にあります。

本村では、毎年数件の対応となっており、令和6年度末時点で1件となっています。

児童虐待相談対応件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長生村(件)	6	2	2	1
千葉県※千葉市を除く(件)	9,593	8,747	9,329	未公開
全国(件)	207,660	214,843	225,509	未公開

資料：子ども教育課（各年度末時点）

千葉県・全国は「千葉県の児童虐待の状況（確定値）について」

②要支援・要保護児童数

本村の要支援・要保護児童数は、令和3年度以降は0件となっています。

要支援・要保護児童数の推移



資料：子ども教育課（各年度末時点）

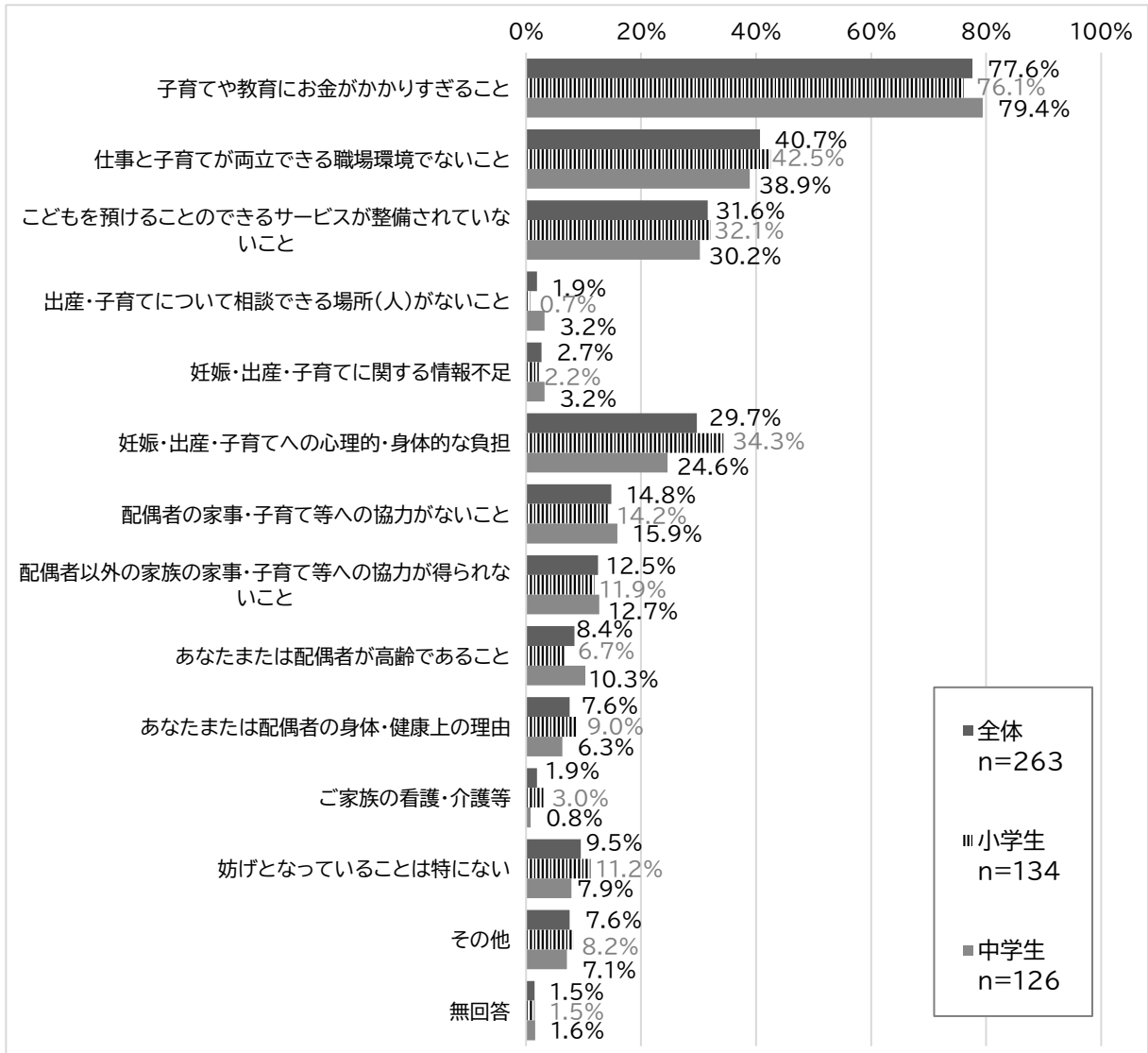
(4) 小中学生保護者のこどもを持つことに対する考え方

①こどもを産み・育てるうえで妨げになっていると思うこと

小中学生保護者を対象としたアンケート調査では、小学生保護者・中学生保護者ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎること」が最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと」となっています。

こどもを産み・育てるうえで妨げになっていると思うこと/小中学生保護者別

問14：こどもを産み・育てるうえで、妨げになっていると思うことはありますか。※複数回答

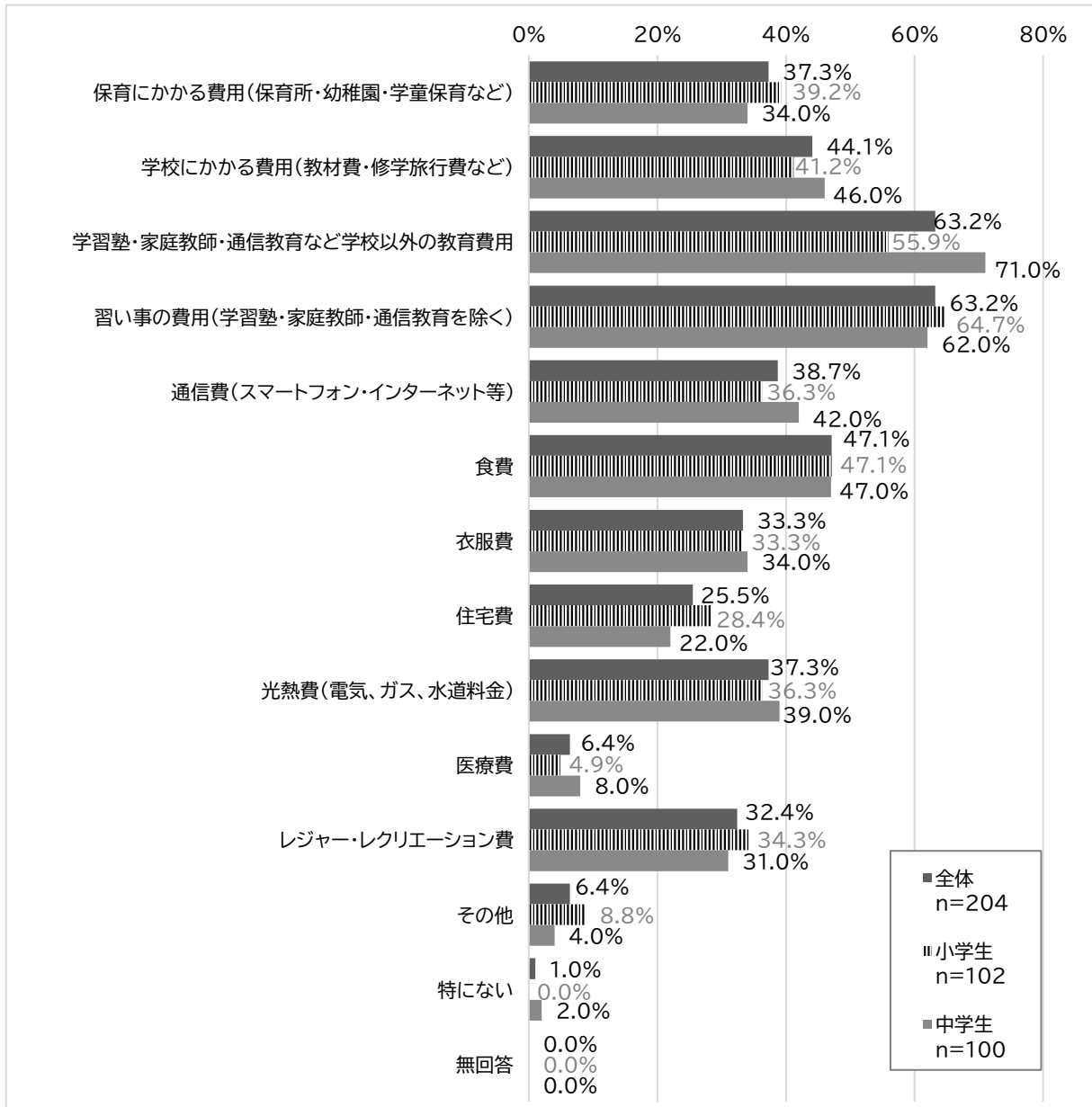


資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

こどもを産み・育てるうえで妨げになっていると思うこととして「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した方を対象に、負担が大きいと感じたものを聞いたところ、小学生保護者・中学生保護者を合計した全体を見ると、「学習塾・家庭教師・通信教育など学校以外の教育費用」、「習い事の費用（学習塾・家庭教師・通信教育を除く）」が多く約6割となっています。

負担が大きい子育てや教育にかかる費用の負担/小中学生保護者別

問14-1：子育てや教育にかかる費用として、これまでで負担が大きいと感じたものは何ですか。※複数回答

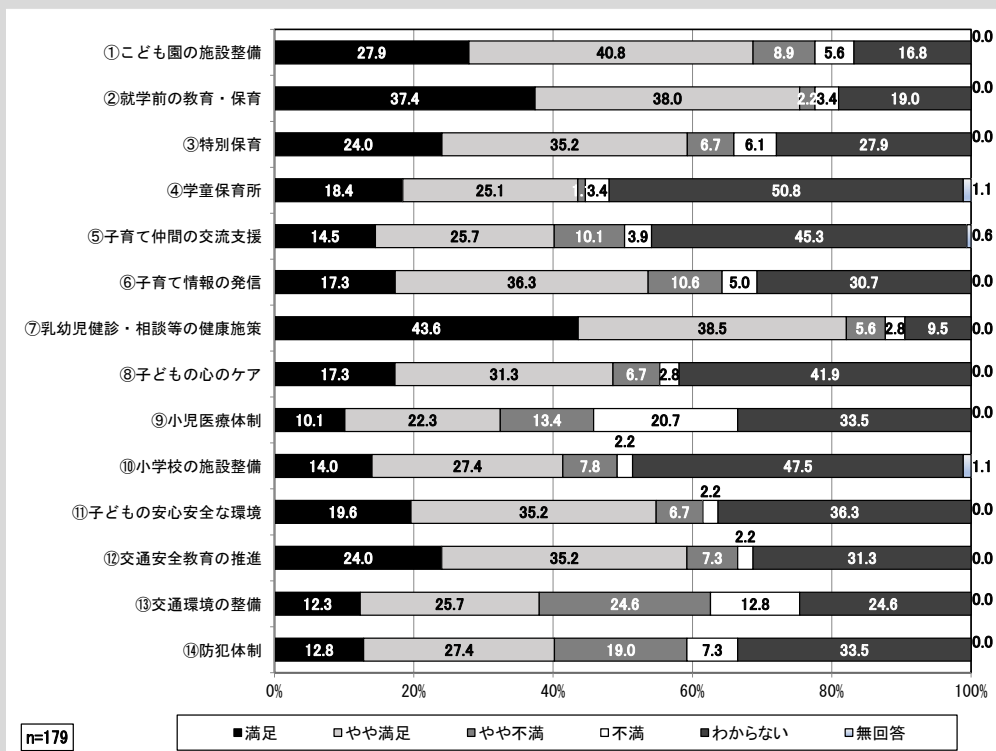


資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

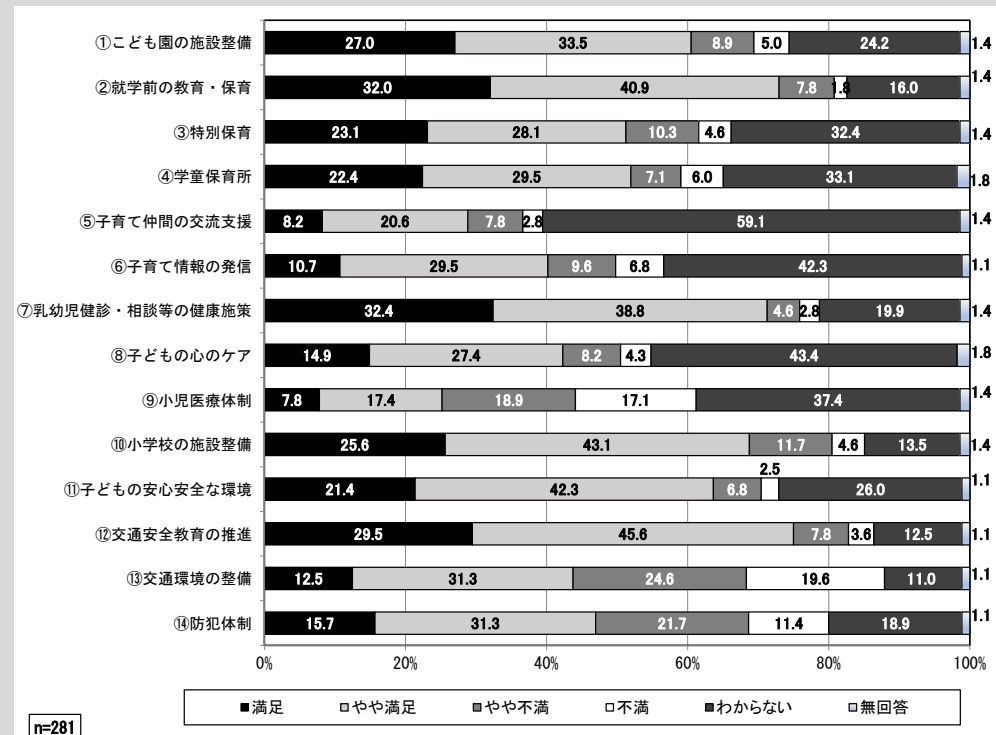
【参考】本村の子育て支援に対する就学前児童保護者・小学生保護者の満足度

就学前児童保護者・小学生保護者を対象に令和6年4月に実施したアンケート調査において、長生村の子育て支援の満足度を聞いたところ、こども園や学校などの施設整備、各保育サービス、母子保健事業、交通安全教育については「満足」と「やや満足」と回答した方が多くなっています。一方で、「やや不満」と「不満」と回答した方が多かった項目は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「小児医療体制」、「交通環境の整備」、「防犯体制」となっています。

就学前
児童保護者



小学生
保護者



資料 長生村第3期子ども・子育て支援事業計画に関わるこどもアンケート調査報告書（令和7年3月）

第3節 こども・若者の状況

(1) 小中学生の生活状況

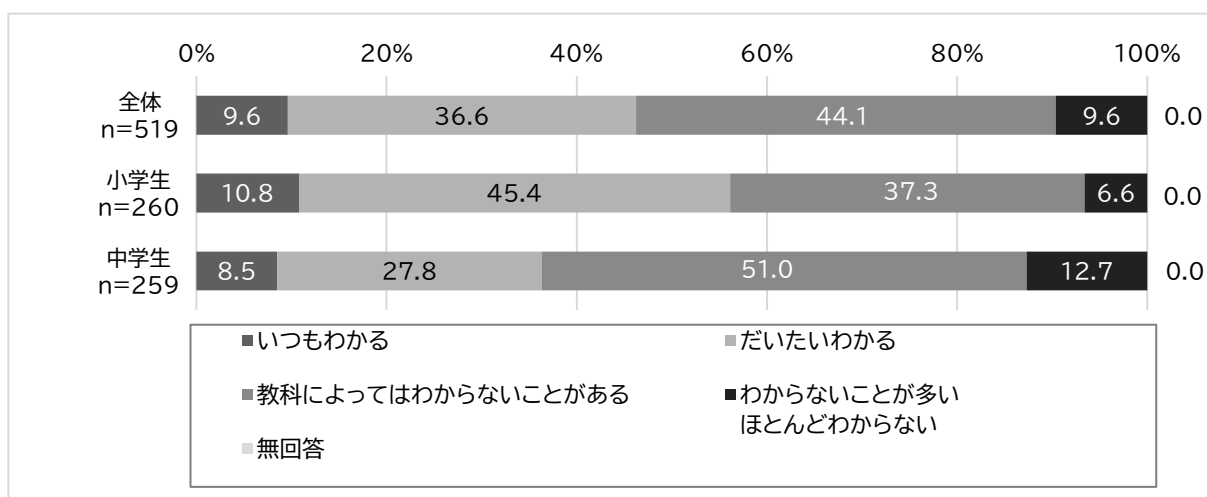
①学校の授業の理解度

小中学生を対象としたアンケート調査において、学校の授業の理解度について聞いたところ、「教科によってはわからないことがある」は、小学生では約4割、中学生では約5割、「わからないことが多い」・「ほとんどわからない」は、小学生では6.6%、中学生では約1割となっており、合計すると、小学生の約4割半ば、中学生の約6割半ばがわからないことがあると回答しています。

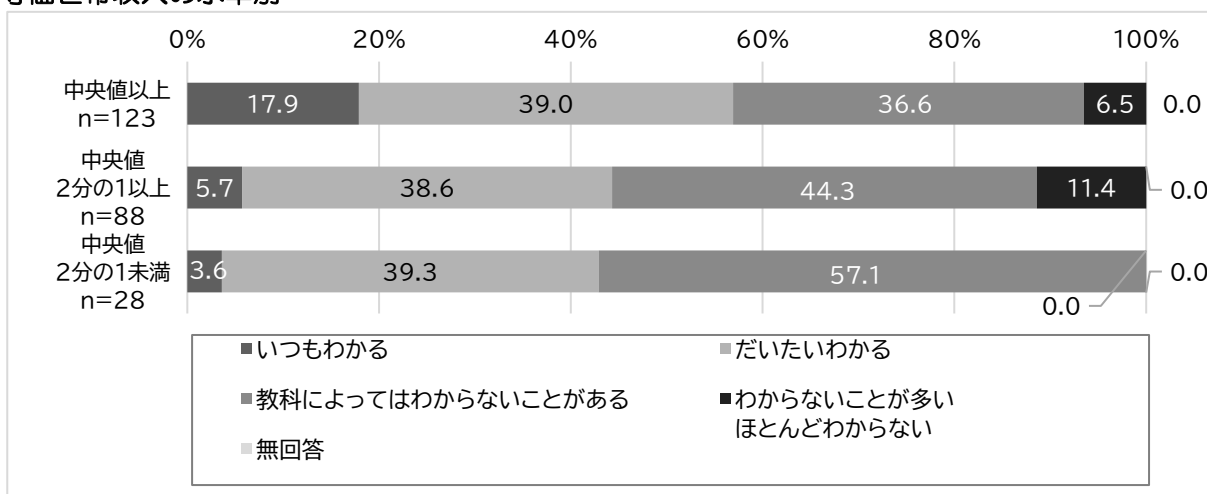
等価世帯収入の水準別に見ると、「いつもわかる」、「だいたいわかる」と回答した割合が中央値以上の世帯では約5割半ばとなっていますが、中央値2分の1以上の世帯では4割半ば、中央値2分の1未満の世帯では約4割とやや低い傾向が見られます。

学校の授業の理解度/小中学生別

問5：あなたは、学校の授業でわからないことがありますか。



等価世帯収入の水準別



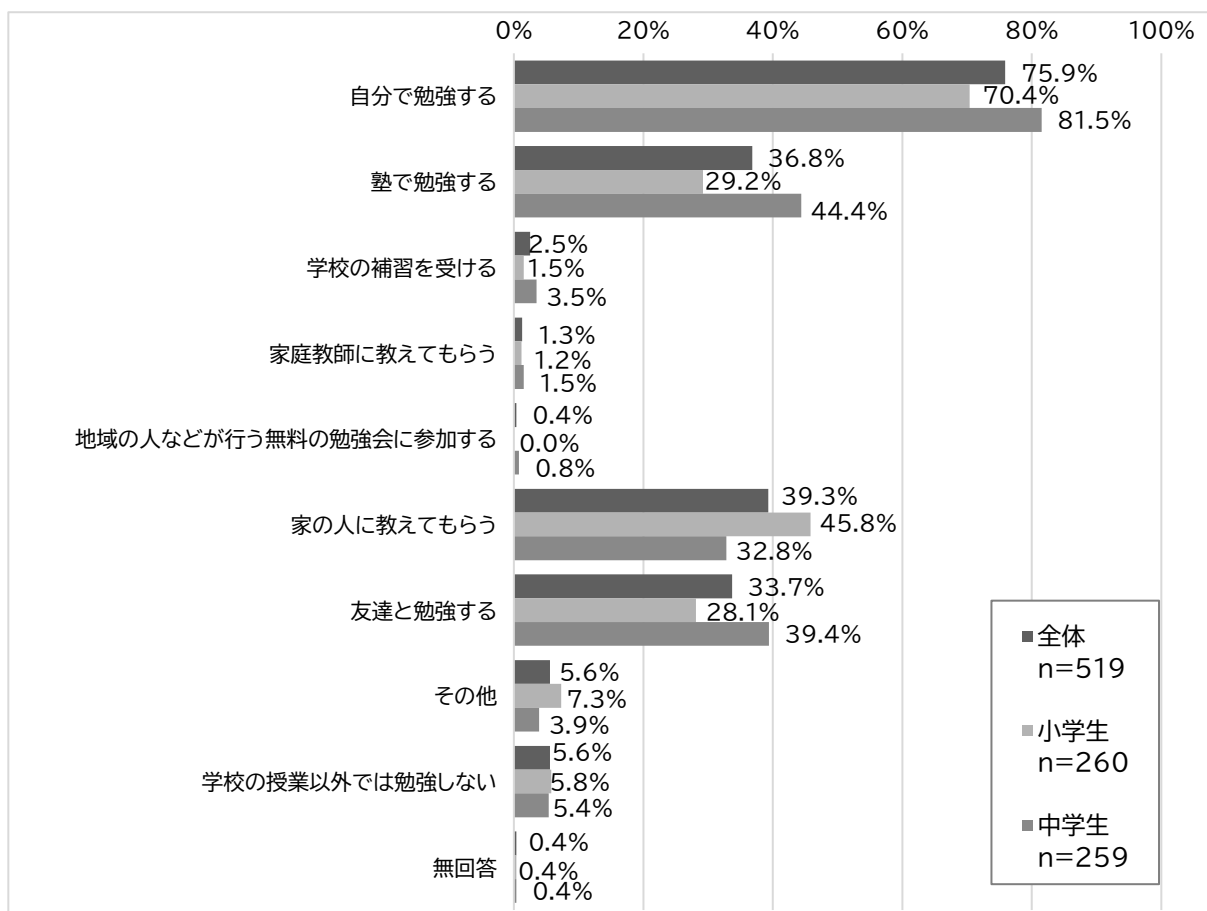
資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

②学習の状況

小中学生を対象としたアンケート調査において、学校の授業以外での学習方法について聞いたところ、小学生では「自分で勉強する」が約7割と最も多く、「家の人に教えてもらう」、「塾で勉強する」、「友達と勉強する」と続きます。中学生では「自分で勉強する」が約8割と最も多く、「塾で勉強する」、「友達と勉強する」、「家の人に教えてもらう」と続きます。

学校の授業以外の勉強方法/小中学生別

問2：あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。学校の宿題や、塾などでの勉強もあわせて回答してください。※複数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

③過ごし方の状況

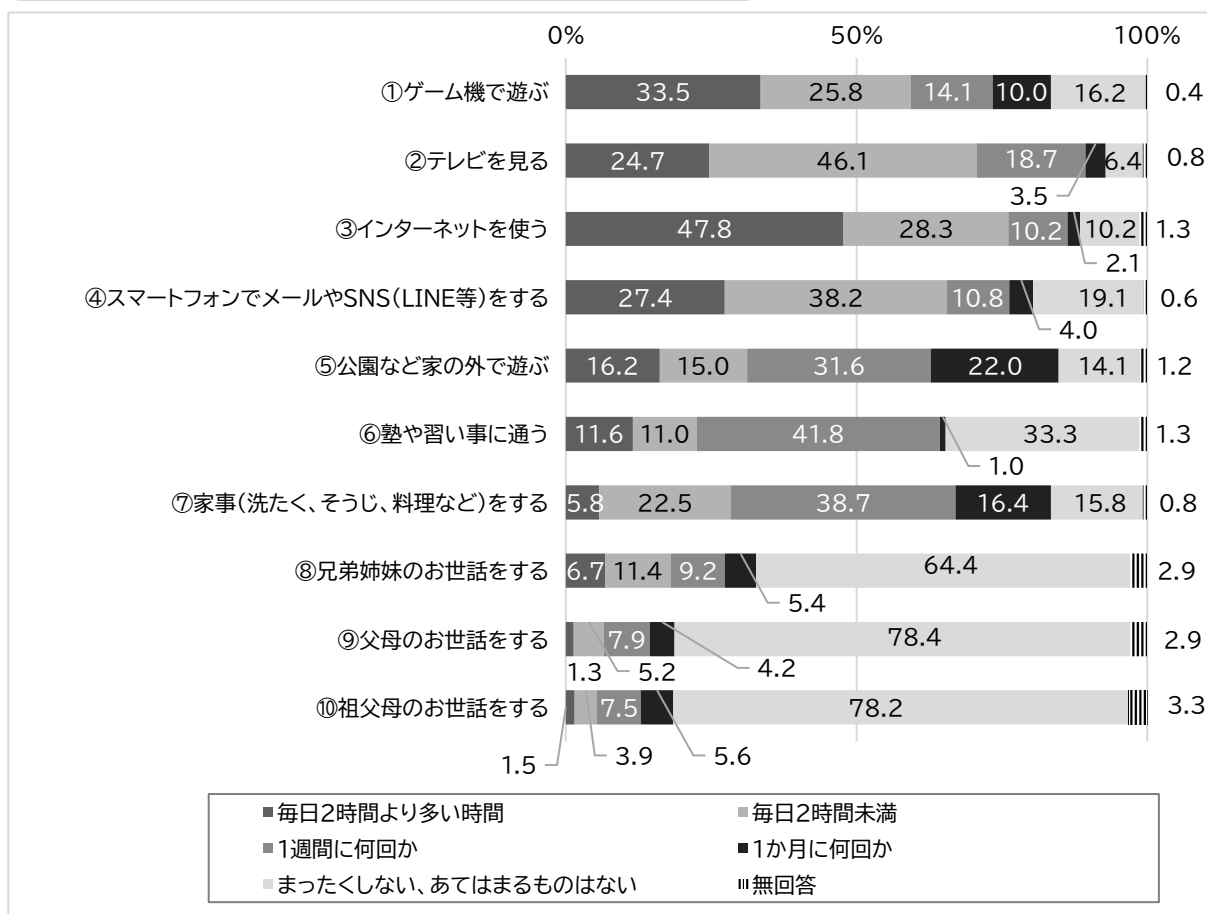
小中学生を対象としたアンケート調査において、ふだんの過ごし方を聞いたところ、「毎日2時間より多い時間」と回答した項目は、「③インターネットを使う」が最も多く約5割、次いで「①ゲーム機で遊ぶ」、「④スマートフォンでメールやSNS（LINE等）をする」が約3割、「テレビを見る」が約2割半ばとなっています。

また、約2割が毎日、約4割が1週間に何回か「⑥塾や習い事に通う」と回答しています。

さらに、「⑦家事（洗たく、そうじ、料理など）をする」は約8割、「⑧兄弟姉妹のお世話をする」は約3割、「⑨父母のお世話をする」と「⑩祖父母のお世話をする」については、約2割が毎月1回以上関わっていることがうかがわれます。

ふだんの過ごし方

問12：あなたは、次のことをどれくらいしていますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

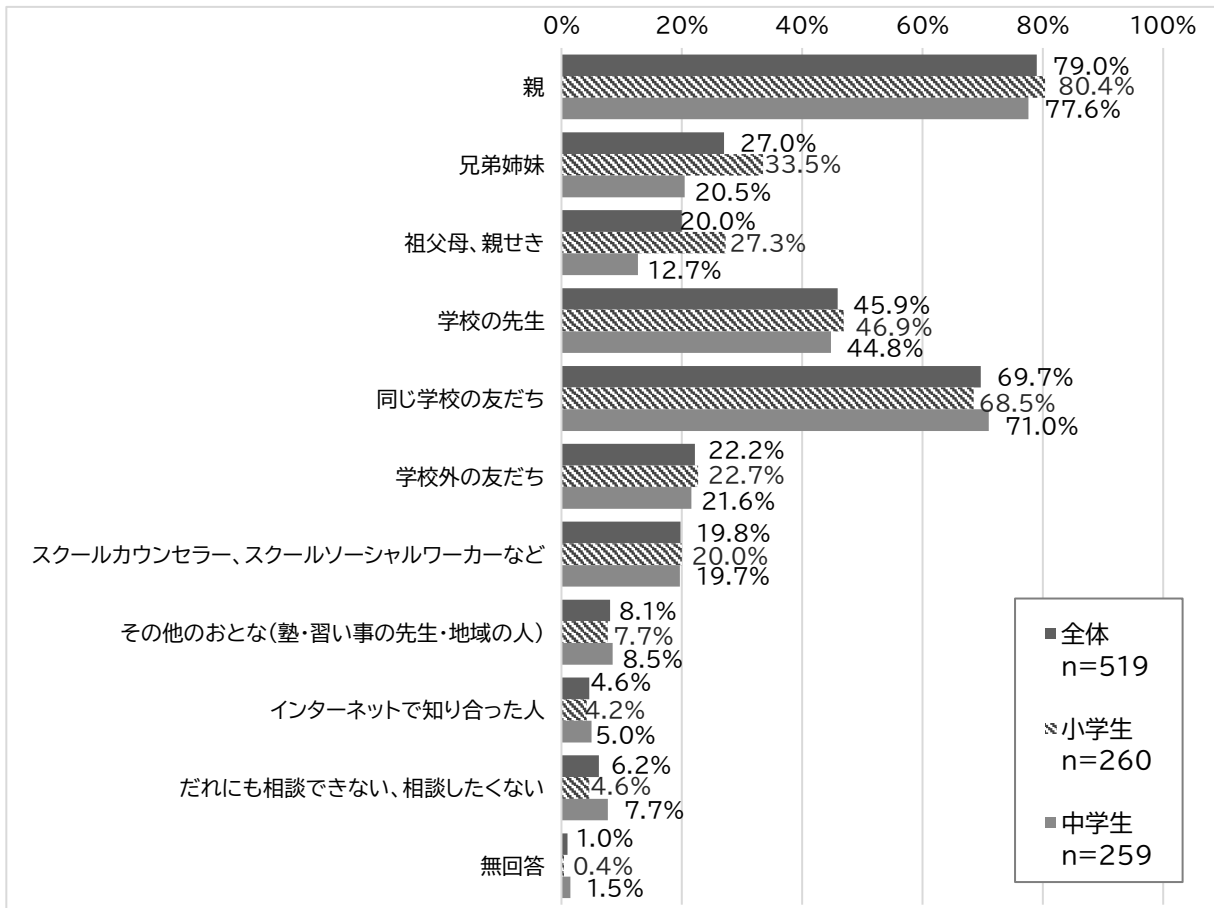
④困っていることや悩みごとがあるときの相談先

小中学生を対象としたアンケート調査において、困っていることや悩みごとがあるときの相談先を聞いたところ、小中学生ともに「親」が最も多く約8割、次いで「同じ学校の友だち」が約7割、「学校の先生」が約4割半ばとなっています。

一方で、小学生の4.6%、中学生の7.7%が「だれにも相談できない、相談したくない」と回答しています。

困っていることや悩みごとがあるときの相談先/小中学生別

問13：あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。※複数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

(2) 高校生・若者の生活状況

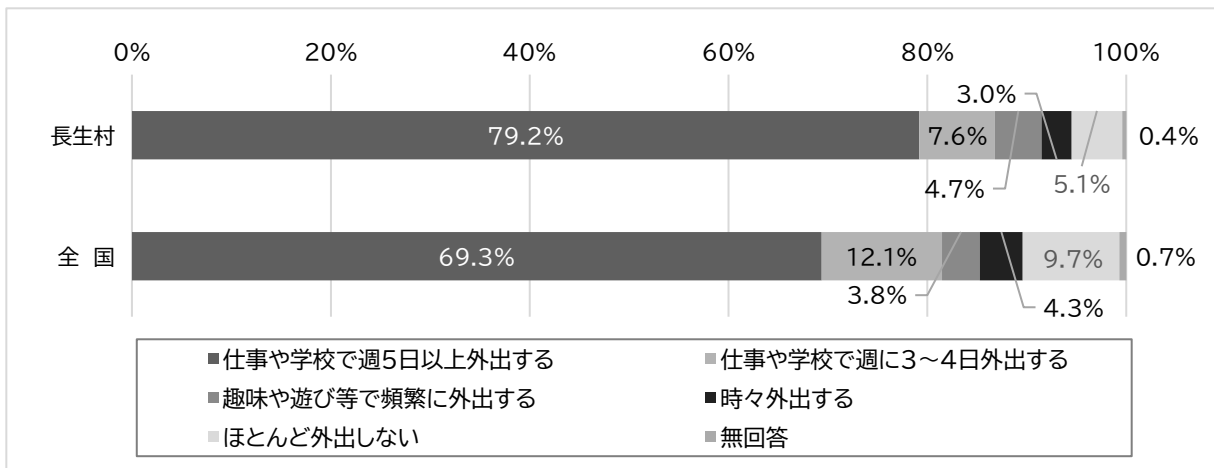
①外出の状況

高校生・若者を対象としたアンケート調査によると、外出の頻度としては、「仕事や学校で週5日以上外出する」が約8割と最も多く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が7.6%となっています。全国値と比べ、「仕事や学校で週5日以上外出する」と回答した割合が高い傾向が見られます。

一方、「ほとんど外出しない」方は5.1%（12人）となっています。

外出の頻度/全国値との比較

問22：あなたは普段どのくらい外出しますか。※単数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

近年、「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」をひきこもり状態と定義し、長期化、高齢化している方への支援が課題となっています。

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「ほとんど外出しない」と回答した方に、その期間と理由を聞いたところ、6か月以上家庭にとどまり続けている状態と思われる方は8人となっており、不登校・病気・人間関係が主な理由となります。

ほとんど外出しない方の期間と理由の内訳

問22-1：あなたの外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか。あなたは普段どのくらい外出しますか。※単数回答

問22-3：あなたの外出状況が現在の状態になった主な理由は何ですか。※複数回答

期間が6か月未満	2
期間が6か月以上で、理由が「妊娠したこと」※	2
期間が6か月以上で、理由が「不登校」「病気」「人間関係」など	8
全体	12

※「妊娠したこと」を理由とした方は、育児休業中などの可能性が高いと捉え、扱いを別にしています。

資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

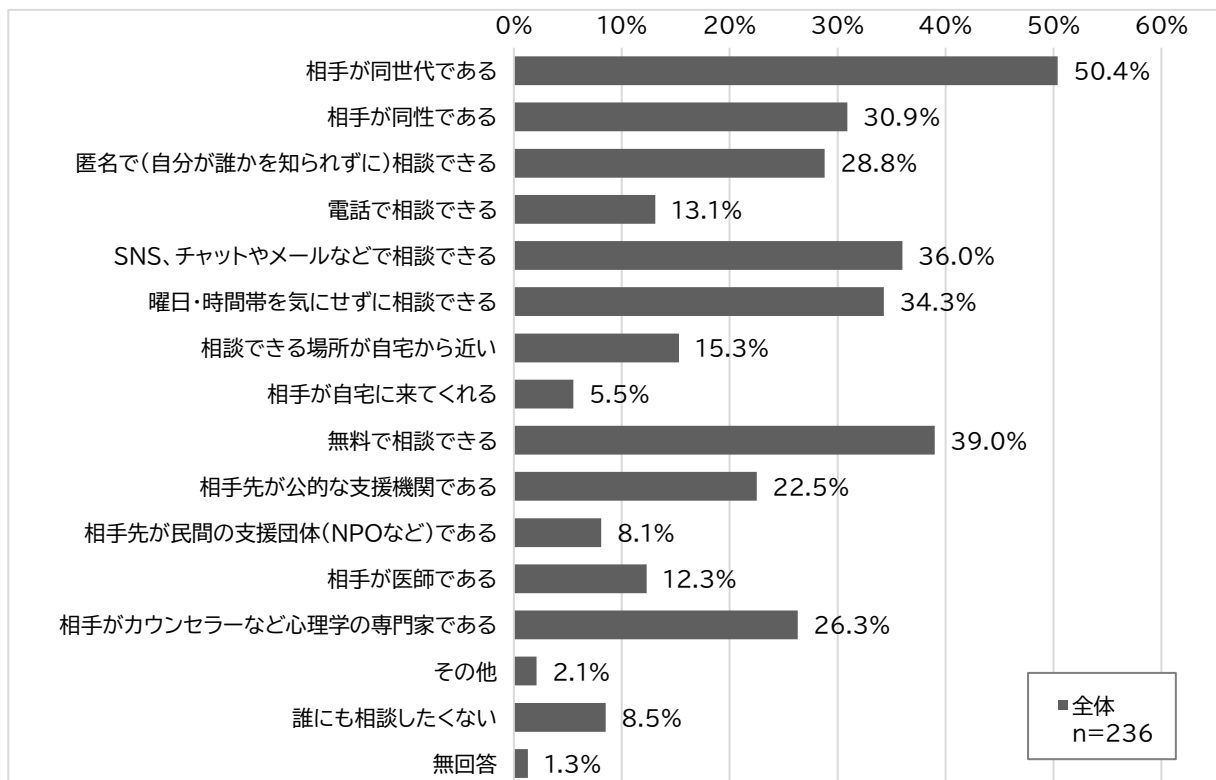
②家族や知り合い以外の相談先に求めること

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になったときの相談先について聞いたところ、「相手が同世代である」が最も多く、「無料で相談できる」、「SNS、チャットやメールなどで相談できる」、「曜日・時間帯を気にせずに相談できる」、「相手が同性である」、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」と続きます。

訪問や電話による相談方法よりも、インターネットを介した相談や匿名であることを重視している方が多く見られます。

家族や知り合い以外の相談先に求めること

問23：あなたが、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。※複数回答



資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

(3) 小中学生・高校生・若者の意識

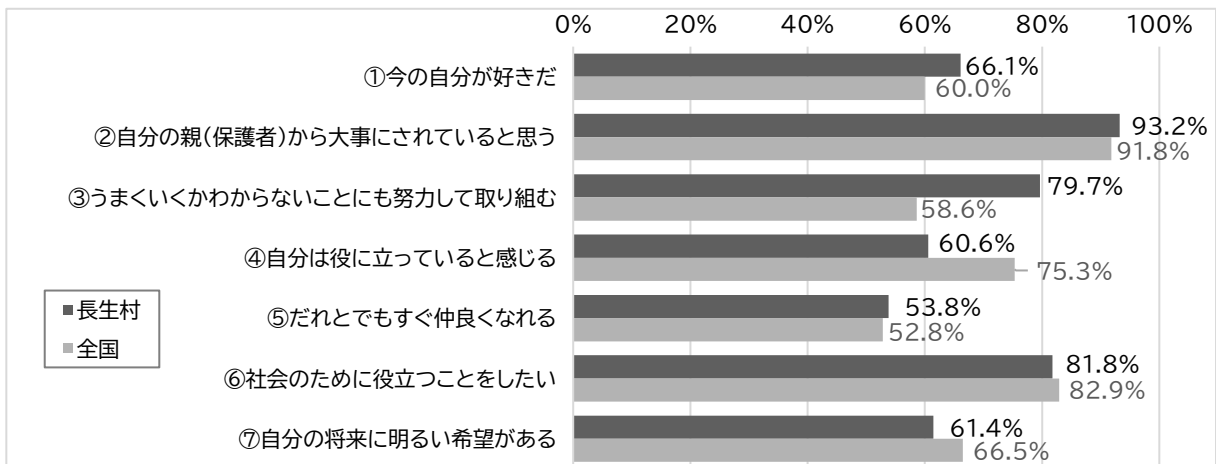
①自己に関する認識

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、自己に関する7項目について、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を回答した方の割合を示したものが、次の表となります。

本村の結果と全国値とを比較すると、本村は「③うまくいくかわからないことにも努力して取り組む」が全国値よりも高く、「④自分は役に立っていると感じる」が全国値よりも低くなっています。

自己認識/全国値との比較

問4あなたは、次のことについてどう思いますか。

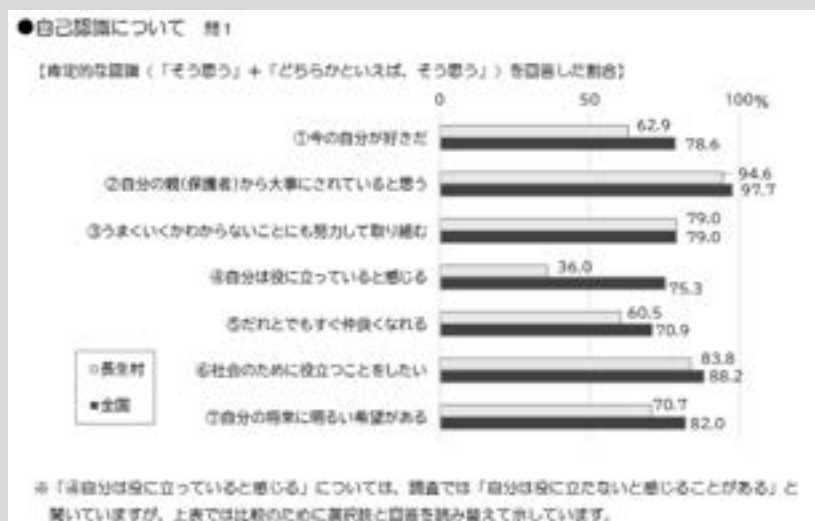


※「④自分は役に立っていると感じる」については、調査では「自分は役に立たないと感じることがある」と聞いていますが、上表では比較のために選択肢と回答を読み替えて示しています。

資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

【参考】小中学生の自己認識

小中学生を対象に令和6年9月に実施したアンケート調査結果では、自己肯定感（今の自分が好きだ）、将来の希望（自分の将来に明るい希望がある）、自己有用感（自分は役に立っていると感じる）に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い傾向が見られました。



資料 長生村第3期こども・子育て支援事業計画に関わるこどもアンケート調査報告書（令和7年3月）

②場の認識

高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「家庭」、「学校」、「職場」、「現在住んでいる地域（以下「地域」とします）」、「インターネット空間」の5つの場ごとに、「居場所になっている」、「助けてくれる人がいる」、「相談できる人がいる」の3項目について、肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を回答した方の割合を示したものが、次の表となります。

本村の結果と全国値とを比較すると、「居場所になっている」に対する肯定的な回答割合は、「地域」と「インターネット空間」は本村の割合が全国値より高くなっていますが、「家庭」、「学校」、「職場」は全国値と同程度となっています。

場の認識／全国値との比較

問6：次の場所は、あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていますか。

問7：あなたは、家族・親族とどのように関わっていますか。

問9：あなたは、これまでに学校で出会った友だちとどのように関わっていますか。

問11：あなたは、職場・アルバイト関係の人とどのように関わっていますか。

問12：あなたは、地域の人とどのように関わっていますか。

問13：あなたは、インターネットで知り合った人やグループとどのように関わっていますか。

	長生村			全国		
	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる
家庭(自分の家、家族・親族)	91.9	94.5	71.2	87.0	92.8	73.0
学校	43.2	75.4	61.0	44.8	72.5	61.7
職場	37.3	78.4	41.5	41.0	72.1	43.0
現在住んでいる地域	80.1	38.6	14.4	50.6	26.2	9.8
インターネット空間	64.0	19.5	15.7	56.6	14.8	12.5

※「自分の家」は全国値では、親せきの家を含んだ選択肢となっている。

資料：こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

【参考】小中学生の場の認識

小中学生を対象に令和6年9月に実施したアンケート調査結果では、「居場所になっている」に対する肯定的な回答割合は、「地域」は本村の割合が全国値を約20ポイント上回っていますが、「自分の家」は全国値と同程度、「学校」及び「インターネット空間」は全国値をやや下回っていました。

また、「助けてくれる人がいる」及び「相談できる人がいる」に対する肯定的な回答割合は、「インターネット空間」を除く3つの場で全国値を下回っていました。

●場に対する認識について 問4・問5・問6・問7・問8

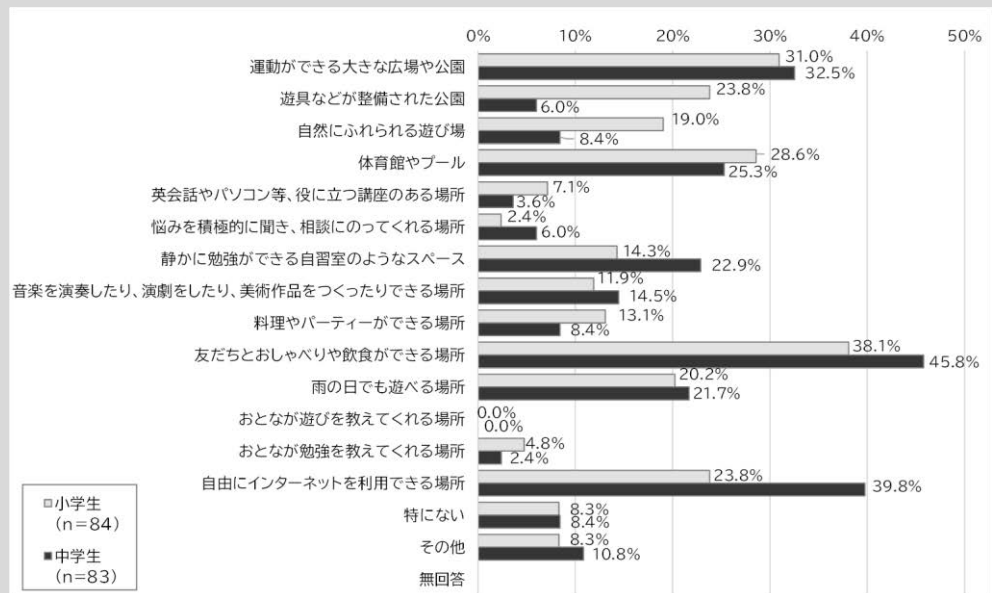
【肯定的な認識（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）を回答した割合】

	長生村			全国 ^{※1}		
	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる
自分の家 ^{※2}	93.4	88.6	70.7	92.5	95.8	86.5
学校	67.1	89.2	71.9	73.3	92.5	84.2
現在住んでいる地域	83.2	61.7	29.3	63.0	68.5	47.2
インターネット空間	58.2	24.0	19.2	65.4	19.9	17.7

※1：全国値は、内閣府が令和4年11月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」（10～14歳対象）を参考としている。

※2：全国値では、親せきの家を含んだ選択肢となっている。

また、学校以外で過ごす場所として、長生村にどのような場所があるかというところ、小中学生ともに「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」が最も高くなっています。次いで高い項目としては、小学生では「運動ができる大きな広場や公園」、「体育館やプール」となっており、中学生では「自由にインターネットを利用できる場所」、「運動ができる大きな広場や公園」となっています。



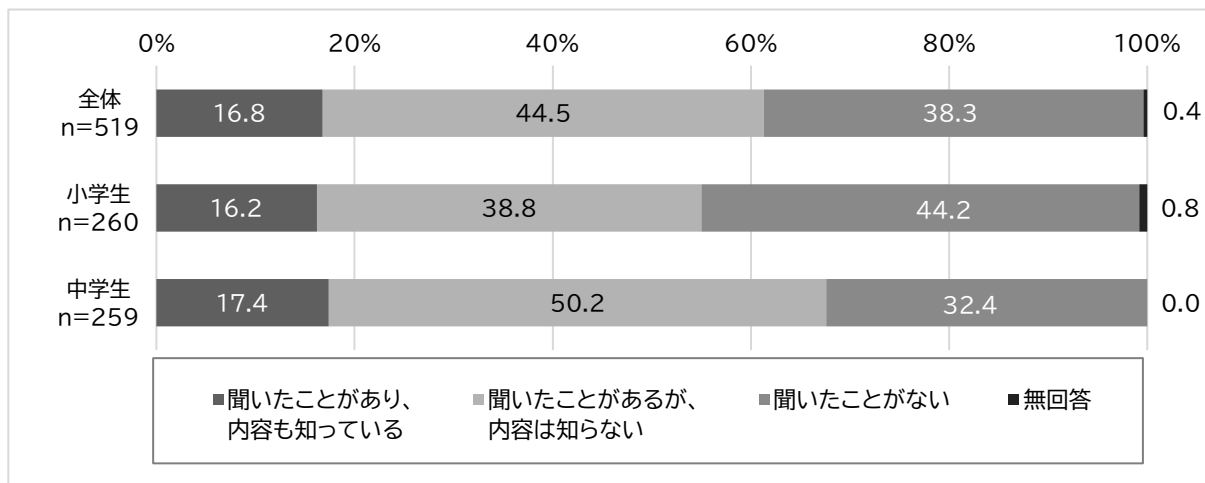
資料 長生村第3期子ども・子育て支援事業計画に関わるこどもアンケート調査報告書（令和7年3月）

③こどもの権利についての意識

小中学生を対象としたアンケート調査では、こどもの権利について、「聞いたことがあります、内容も知っている」と回答した割合は、小中学生ともに約1割半ばとなっています。「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した割合は、小学生が約4割、中学生が約5割となっています。

こどもの権利の認知度／小中学生別

問15：あなたは、こどもの権利について聞いたことがありますか。



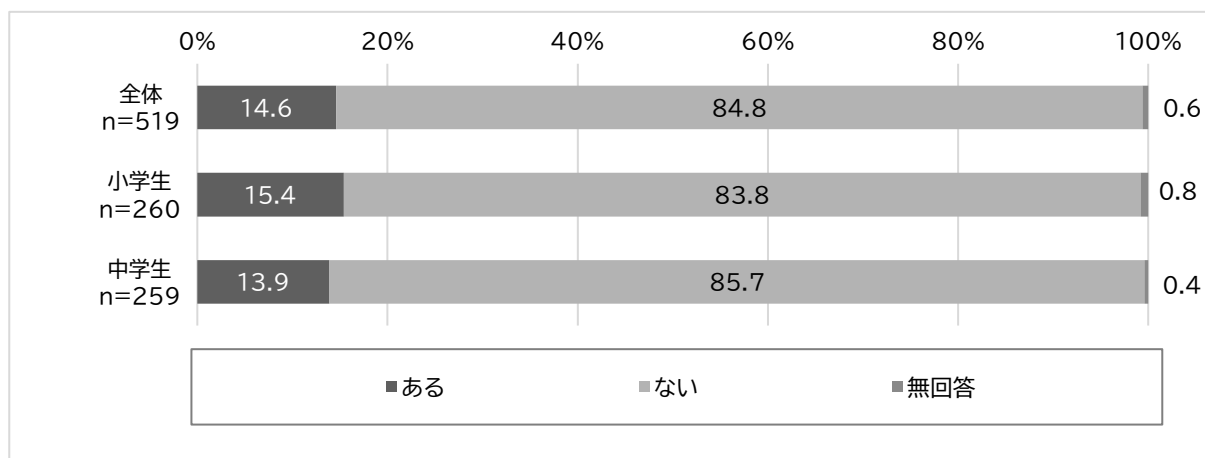
資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

こどもの権利が守られていないと感じた経験が「ある」と回答した割合は、小中学生ともに約1割半ばとなっています。

また、そのように感じたときについて、記述いただいた内容としては、「暴言を言われたり、暴力を振るわれたりしたとき」、「理不尽なことを言われたとき」、「自分の話（意見）を聞いてもらえないとき」等、自らの体験について回答がありました。

こどもの権利が守られていないと感じた経験／小中学生別

問16：あなたは、こどもの権利が守られていないと感じたことはありますか。



資料：子ども・若者の意識・生活に関するアンケート調査（令和7年）

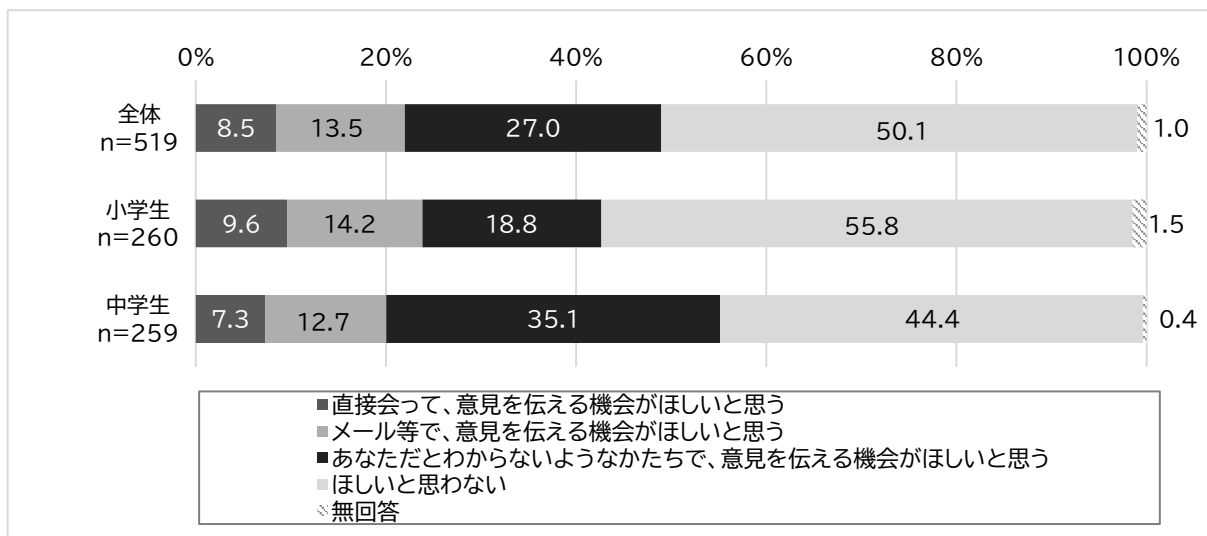
④意見表明の機会

小中学生を対象としたアンケート調査において、長生村に対して意見を伝える機会がほしいかを聞いたところ、「ほしいと思わない」を除くと、小中学生ともに「あなただとわからないようなかたちで、意見を伝える機会がほしいと思う」が最も多く、小学生では約2割、中学生では約3割半ばとなっています。

また、「直接会って、意見を伝える機会がほしいと思う」が約1割、「メール等で、意見を伝える機会がほしいと思う」が約1割半ばとなっています。

こどもの意見表明について／小中学生別

問19：長生村に対して、あなたは、自分の意見を伝える機会がほしいと思いますか。

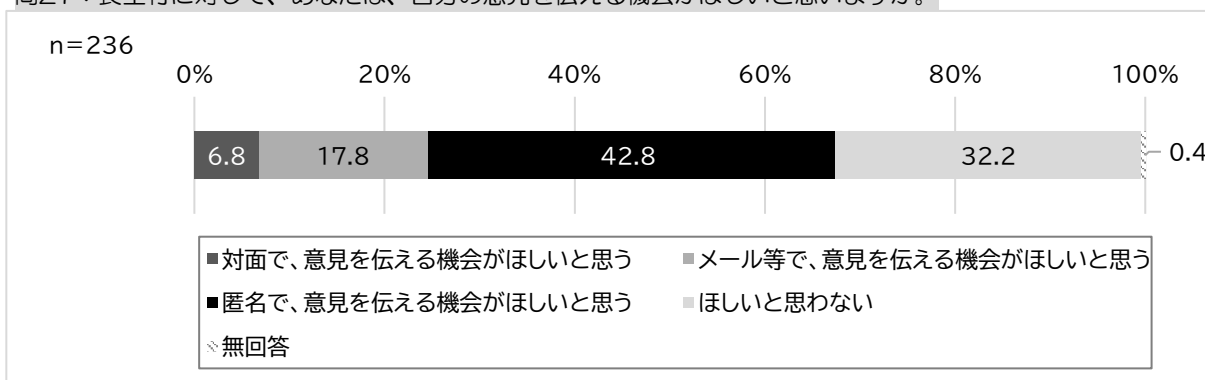


高校生・若者を対象としたアンケート調査において、長生村に対して意見を伝える機会がほしいかを聞いたところ、「匿名で、意見を伝える機会がほしいと思う」が最も多く、約4割となっており、次いで「ほしいと思わない」が約3割となっています。

また、「対面で、意見を伝える機会がほしいと思う」が6.8%、「メール等で、意見を伝える機会がほしいと思う」が約2割となっています。

高校生・若者の意見表明について

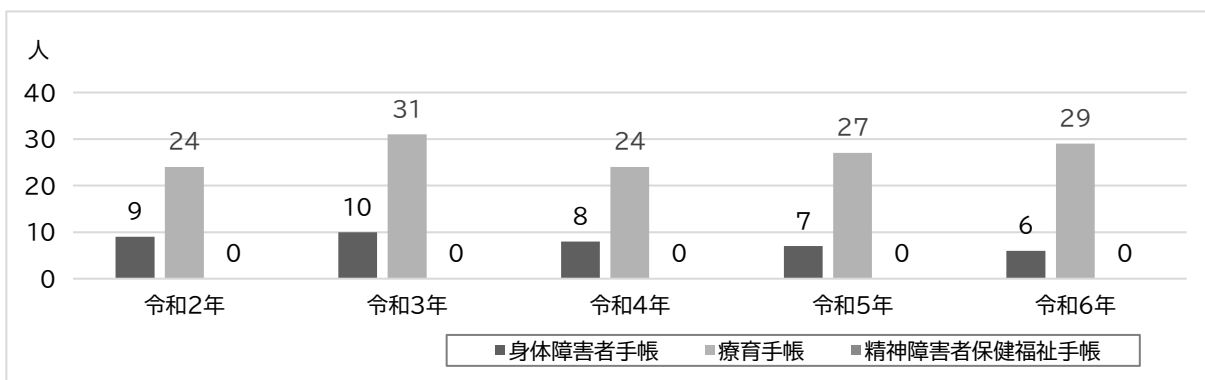
問27：長生村に対して、あなたは、自分の意見を伝える機会がほしいと思いますか。



(4) 18歳未満の障害者手帳所持者数

本村の18歳未満の障害者手帳所持者数は、令和6年4月1日時点で、身体障害者手帳所持者が6人、療育手帳所持者が29人、精神障害者保健福祉手帳所持者が0人となっています。

障害者手帳所持者数(18歳未満)



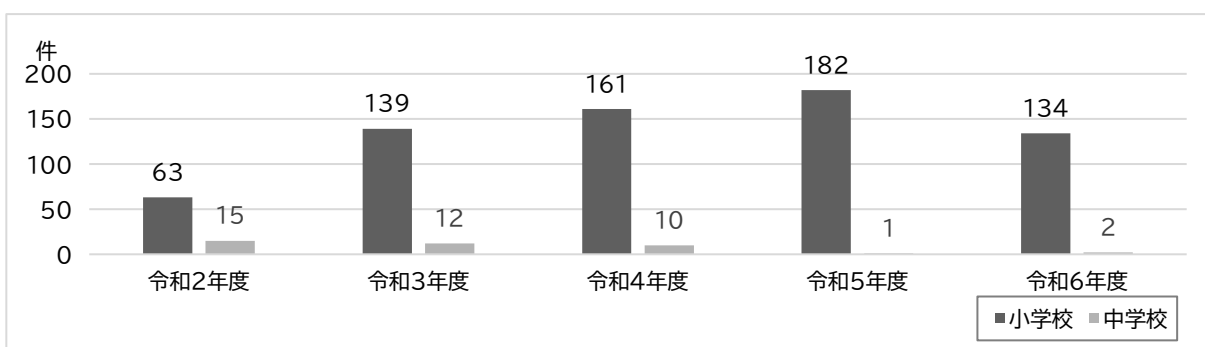
資料：福祉課（各年4月1日時点）

(5) いじめ・不登校の状況

①いじめ認知件数

本村のいじめ認知件数は、令和6年度で、小学校が134件、中学校が2件となっています。

いじめ認知件数

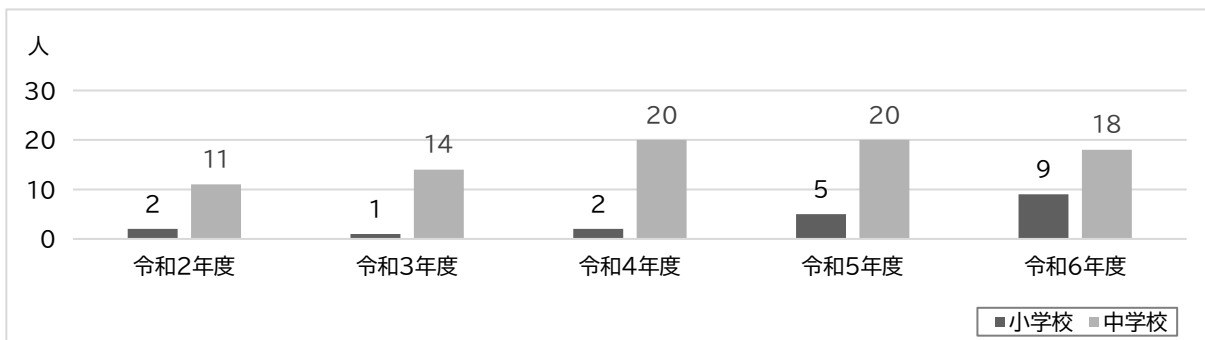


資料：子ども教育課（各年度末時点）

②不登校児童・生徒数

本村の不登校児童・生徒数は、令和6年度で、小学校が9人、中学校が18人となっています。

不登校児童・生徒数



資料：子ども教育課（各年度末時点）

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 こども計画の基本理念

本村では、これまで、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、こどもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに「子育て子育てを支援する地域社会づくり」を目指し、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」を「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念とし、こども・子育てにかかわる福祉の推進に取り組んできました。

小中学生を対象としたアンケート調査では、自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い傾向が見られました。

国が掲げる「こども大綱」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こどもまんなか社会を目指すためには、安心して暮らし続けるまちづくりだけではなく、こどもたちの自己肯定感や自己有用感を育み、こどもたちが自らの幸せな将来のために行動できるような社会を目指し、取組を進めていく必要があると考えます。

このようなことから、

「こどもの健やかな育ちと活躍を切れ目なく支援するまち 長生」

を基本理念とし、こども・子育てにかかわる施策の推進に取り組めます。

【参考】こども大綱の示す「こどもまんなか社会」

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すものです。

また、次の6本の柱が基本的な方針として示されています。

こども大綱の基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第2節 基本目標及び施策の体系

本計画書では、次の3つの基本目標に即し、こども施策の推進に取り組んでいきます。

<p>基本目標1</p>	<p>こども・若者をはぐくむ切れ目のない支援の充実</p> <p>乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになるまでの成長の過程は、連続性を持つものです。それぞれのこども・若者の状況に応じた必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える必要があります。</p> <p>こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。</p>
<p>基本目標2</p>	<p>こども・若者の成長に沿った支援の充実</p> <p>こども・若者に関する施策は、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまでの各ライフステージによって異なり、年齢・発達段階に応じた適切な支援を行っていく必要があります。</p> <p>こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期である「こどもの誕生前から幼児期まで」、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期である「学童期・思春期」、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間である「青年期」のステージごとに様々な分野の関係機関・団体が連携し、こどもの成長支援に取り組みます。</p>
<p>基本目標3</p>	<p>こども・若者を支える家庭への支援の充実</p> <p>急速な少子化の進行とともに、世帯規模の縮小・核家族化、共働き世帯の増加など、こどもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域における人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている家庭が多くなってきています。このような中、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。</p> <p>安心して子育てができるよう、子育て家庭を社会全体で支えるという視点に立って、経済的支援の充実、地域や家庭に向けた子育て支援、子育て家庭の共働き・子育て、ひとり親家庭への支援の充実を図っていきます。</p>



基本目標1 こども・若者をはぐくむ切れ目のない支援の充実

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ①遊びや体験活動の推進
 - ②一人ひとりの個性を尊重し、活躍できる機会づくり
- (3)こども・若者を育む環境の整備
 - ①こども・若者を育むまちづくり
 - ②小児医療体制の充実
- (4)障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (5)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び困難を抱えるこども・若者への支援
 - ①児童虐待防止対策の推進
 - ②困難を抱えるこども・若者への支援
- (6)犯罪などからこども・若者を守る取組

基本目標2 こども・若者の成長に沿った支援の充実

- (1)こどもの誕生前から幼児期まで
 - ①こどもと母親の健康の確保
 - ②幼児期の学校教育・保育の充実
- (2)学童期・思春期
 - ①児童の健全育成
 - ②確かな学力の向上
 - ③豊かな心と健やかな体の育成
 - ④信頼される学校づくり
- (3)青年期

基本目標3 こども・若者を支える家庭への支援の充実

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援
- (3)共働き・共育での推進
 - ①共働き・共育での推進
 - ②保育サービスの充実
- (4)ひとり親家庭への支援

第4章 こども・若者支援施策の展開

基本目標1 こども・若者をはぐくむ切れ目のない支援の充実

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

現状と課題

- ◇小中学生を対象としたアンケート調査において、「こどもの権利」について、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は約1割半ばとなっていました。こどもが自らの権利について学び、自らを守ったり、困難を抱える時に助けを求めたりする方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する必要があります。
- ◇小中学生を対象としたアンケート調査において、「こどもの権利」が「守られていないと感じたことがある」と回答した割合は約1割半ばとなっており、そのように感じたときとして、「暴言を言われたり、暴力を振るわれたりしたとき」、「理不尽なことを言われたとき」、「自分の話（意見）を聞いてもらえないとき」等、自らの体験について回答がありました。保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育等に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、いじめ、体罰・不適切な指導等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる必要があります。

目指す方向性

- ◇全てのこども・若者に対して、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容についての普及啓発に取り組みます。また、教育・養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守ったり、困難を抱える時に助けを求めたりする方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- ◇保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わるおとなに対し、様々な機会を通じた情報提供や研修等を推進します。また、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることの周知に努めます。

項目	現状	令和11年度
「こどもの権利」について、小中学生が「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 16.8%	増加↑
長生村に対して、小中学生が「意見を伝える機会が欲しいと思う」と回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 49.0%	増加↑
長生村に対して、高校生・若者が「意見を伝える機会が欲しいと思う」と回答した割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 67.4%	増加↑

具体的な取組

取組内容				該当する計画				
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	長生村第3期子ども子育て支援事業計画
1	こどもの権利条約に関する啓発普及の促進	小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「こどもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、こどもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。	子ども教育課	○		○		No78
2	こどもの声を生かしたまちづくりの推進	まちづくりに、こどもの意見や要望を反映できるように、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。	企画財政課 まちづくり課	○		○		No79

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

◇本村では、交流センター及び文化会館を活用した「おはなし会」や小学生を対象とした「夏休み工作教室」、放課後に利用できる場所として、学習ルームでの個別学習や中学生を対象とした学習支援等の取組を実施しています。小中学生を対象としたアンケート調査では、長生村にあつたらしいと思う場所として、小中学生ともに友達とおしゃべりや交流のできる場所、運動ができる場所のニーズが高く、中学生ではインターネットが利用できる場所のニーズも高くなっており、検討していく必要があります。

◇本村では、園小中一貫教育の推進に取り組んでおり、児童生徒の交流、教職員の連携・協働体制の確立を図っています。令和元年度からは、これまでの園小中一貫教育の流れを、新学習指導要領の実施等の教育動向や児童生徒・家庭・地域実態を踏まえた形で「長生村園小中一貫教育基本計画」を策定し、さらなる発展・充実を図っています。ICT教育とオンラインでの学習環境を充実させるとともに、海外の異なる文化や生活習慣を体験・理解させ、Society5.0時代の到来やライフスタイルの多様化を見据えた、次の時代を生きる力を身に付けることが求められています。

Society5.0時代

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として提唱された、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」（Society 5.0）です。令和3年3月26日に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現しています。

目指す方向性

◇地域のこどもたちが、年齢や発達に応じて、自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。また、こども園、学校、交流センター、図書室、こどもの遊び場等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流による青少年健全育成活動の促進に努めます。

◇引き続き、こども園・小学校・中学校・教育委員会が連携して園小中一貫教育の推進に取り組みます。また、指導者の交流をさらに深め、児童生徒の情報共有により、個性を生かしたきめ細やかな教育を実施します。

項目	現状	令和11年度
長生村にあるといいと思う場所として「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」と回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 小学生 38.1% 中学生 45.8%	減少↓
長生村にあるといいと思う場所として「運動ができる大きな広場や公園」と回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 小学生 31.0% 中学生 32.5%	減少↓

具体的な取組

①遊びや体験活動の推進

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
3	こどもの遊び場の維持管理	身近にある青少年の健全な遊び場、幼児の安全な遊び場として、欠くことのできない公共空間として適切な維持管理に努めます。	子ども教育課	○	○	○		No5
4	交流センター・文化会館等の活動の推進	児童の健全育成に向けて、読書、絵本の読み聞かせ、夏休み教室など、様々な活動に努めます。	生涯学習課	○	○	○		No6
5	子ども読書活動の推進	「第1期子ども読書推進計画」に基づき、こども向けの図書資料整備や環境整備、図書ボランティア・読み聞かせボランティア・ブックスタートボランティアとの連携によるサービスの提供、おはなし会、図書室の情報提供などの推進に努めます。	生涯学習課	○	○	○		No7

②一人ひとりの個性を尊重し、活躍できる機会づくり

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	一歩も計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
6	国際教育の拡充	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しませる機会を提供し、正しい国際理解の素地を養うことに努めます。	子ども教育課 各学校 各こども園	○		○		No49
7	ICT 教育推進事業	GIGA スクール構想の実現による学習の個別最適化、1人1台端末(タブレット)整備、校務用パソコン更新、統合型校務支援システム・電子黒板の導入を推進します。	子ども教育課	○		○		
8	園小中一貫教育推進事業	教育研究協議会(園小中教職員の連携・研究・情報交換)を継続して開催します。長生っ子わくわく青春づくり事業(トップアスリート講師招へい)の展開を検討していきます。	子ども教育課	○		○		
9	長生っ子キャリアアップ推進事業	各検定(英語・漢字・数学)の検定料を補助します。	子ども教育課	○		○		

(3) こども・若者を育む環境の整備

現状と課題

- ◇本村では、安心して生活・外出できる豊かな「まちづくり」のため、交通安全施設の整備として、令和3年度には通学路の点検を実施し、危険な交差点等に車止めポストや横断歩道を設置し、令和5年度には八積駅周辺整備の一環として、長生郡市計画道路3-3-1号八積駅北口線の計画見直しにおける測量や設計を実施してきました。また、子育て世帯にやさしい公共施設等の整備として、令和6年度より保健センターにベビーケアルームを設置しています。
- ◇安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。本村では、長生郡市の地域で連携し、広域的な体制を検討しています。
- ◇就学前児童保護者・小学生児童保護者を対象に令和6年4月に実施したアンケート調査において、長生村の子育て支援に対する満足度を聞いたところ、「子どもの安心安全な環境」については、「満足」と「やや満足」と回答した割合は、就学前児童保護者の約5割半ば、小学生保護者の約6割となっています。また、「小児医療体制」、「交通環境の整備」、「防犯体制」において、「やや不満」と「不満」と回答した割合が高い傾向が見られました。こども・若者や保護者等が安全・安心に生活することができるよう、整備を進めていく必要があります。

目指す方向性

- ◇適正な土地利用や計画的な道路・公園・下水道等の都市施設の整備を行うとともに、耐震対策など老朽木造住宅の更新やバリアフリー住宅を促進することにより、安心して生活・外出ができる居住環境の形成を目指します。こども・若者や保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていきます。また、犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。
- ◇安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、地域医療体制の整備を検討していきます。

項目	現状	令和11年度
「現在、住んでいる地域」を「居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)」として肯定的な回答をした割合 ※小中学生アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 83.2%	増加↑
「現在、住んでいる地域」を「居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)」として肯定的な回答をした割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 80.1%	増加↑
長生村の「子どもの安心安全な環境」に満足している保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 54.8% 小学生保護者 63.7%	増加↑
長生村の「小児医療体制」に不満を持っている保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 34.1% 小学生保護者 36.0%	減少↓
長生村の「交通環境の整備」に不満を持っている保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 37.4% 小学生保護者 44.2%	減少↓
長生村の「防犯体制」に不満を持っている保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 26.3% 小学生保護者 33.1%	減少↓

具体的な取組

①こども・若者を育むまちづくり

NO	事業名	取組内容 事業内容	担当課	該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
				まちづくり計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
10	外灯設置の推進	犯罪を防止し、安全に暮らせるまちづくりを推進するため、小中学校や自治会等と情報共有を行い、通学路を優先として外灯の設置促進に努めます。	まちづくり課	○		○	○	No80
11	居住環境の整備	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住環境の整備に努めます。	まちづくり課 総務課	○		○	○	No81
12	都市計画道路の整備	都市計画決定に基づき、車両交通を円滑に処理し、かつ歩行者、自転車の利便性・安全性を高めるため、都市計画道路網の整備に努めます。	まちづくり課	○		○	○	No82
13	交通安全施設の設置要望	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路改良を含め、信号機設置場所、歩行者の待避場所の確保などを警察等関係機関に積極的に働きかけます。	まちづくり課	○		○	○	No83
14	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	公共施設等にこどもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世代が安心して利用できる施設の整備に努めます。	関係各課	○		○	○	No84
15	公園の環境整備	公園の樹木のせん定、草刈り、清掃を実施して、見通しの良い環境づくりを進めます。また、遊具の定期点検を実施し、公園の安全確保に努めます。	まちづくり課	○		○	○	No85

②小児医療体制の充実

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
16	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。	健康推進課	○		○	○	No44
17	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間医療体制、こどものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法やこども急病電話相談等の情報提供を充実し、周知を図ります。	健康推進課	○		○	○	No45
18	第二次救急医療体制の整備	長生郡市において、24時間小児科医が対応する第二次救急拠点病院や小児科医を置く病院が輪番で受け入れをする体制がないため、今後小児救急に関する体制の整備を検討します。また、妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。	健康推進課	○		○	○	No46

(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現状と課題

◇本村では、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の推進に努めています。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な取組を推進していきます。

◇こども本人だけでなく、その保護者等の家族への支援も重要です。

目指す方向性

◇これまでの取組を継続し、長生村障がい者基幹相談支援センターや児童発達支援センター、総合支援協議会との連携のもと、情報の共有化と連携強化を図ります。また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルの活用をすすめ、支援事業所や学校、医療機関や行政などの関係機関と必要な情報を共有し、切れ目のない支援を行います。

◇保護者がこどもとの関わり方を学ぶペアレント・プログラム及びペアレント・トレーニングの導入を検討します。また、ペアレントメンターやピアサポートの活動への参加を促進します。

項目	現状	令和 11 年度
ペアレント・プログラムの受講者数	(令和7年度) 0人	増加↑
ペアレント・トレーニングの受講者数	(令和7年度) 0人	増加↑

具体的な取組

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
19	障がい児への経済的支援	障がいのある児童の健康・福祉の推進を図るため、国・県の指針に基づき、障害児福祉手当の支給等、経済的な支援を行います。 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害児医療費の助成	福祉課	○	○	○	○	No105
20	障害児通所支援、計画相談支援事業	指定相談支援専門員を配置し、相談体制の整備に要する費用の一部を負担します。在宅の障がい児が指定事業所及び基準該当事業所において居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けられるよう支援に努めます。各種支援において長生村障がい者基幹相談支援センターを中心として、日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。	福祉課	○	○	○	○	No106
21	療育が必要な児童生徒への対応	療育が必要な児童生徒に対し、健診事後教室を開催し、療育の場を提供したり、家族支援や日常・サービス等様々な相談を実施します。また、該当する児童生徒に対し、療育支援コーディネーターの派遣を進めます。	健康推進課 福祉課 子ども教育課	○	○	○	○	No107

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	一歩も計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
22	日常生活の支援	<p>身体に障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。</p> <p>また、在宅の重度障がい児の日常生活において、便宜と能率の向上を図るため、ネブライザー(吸入器)、たん吸引器、入浴補助用具や便器等の日常生活用具の給付に努めますとともに、本事業の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援事業 ・日常生活用具給付事業 	福祉課	○	○	○	○	No108
23	特別支援教育の推進	<p>国のガイドラインに基づき、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育介助員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による教育支援委員会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、相談支援ファイルの活用等に努めます。また、特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学に必要な費用の一部を援助するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の推進 ・特別支援教育就学奨励費の支給 	子ども教育課 福祉課 健康推進課	○	○	○	○	No109

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	一歩も計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
24	障がい児等の支援体制の推進	障がい児やその可能性のある児に対し、長生村障がい者基幹相談支援センターや児童発達支援センター、総合支援協議会との連携のもと、情報の共有化と連携強化を図ります。また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配布し、支援事業所や学校、医療機関や行政などの関係機関と必要な情報を共有し、こどもからおとなまで切れ目のない支援を行います。	子ども教育課 福祉課 健康推進課	○	○	○	○	No110
25	医療的ケア児に対する支援	村が委託している医療的ケア児等コーディネーターを中心に、近隣の市町村や事業所と連携を図ります。	福祉課	○	○	○	○	No111
26	福祉タクシー事業	身体障害者手帳1級、2級または3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人へタクシー利用券(チケット)を最大48枚交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成します。また、今後更なる助成拡大を検討していきます。	福祉課	○	○		○	No12

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び困難を抱えるこども・若者への支援

現状と課題

- ◇児童虐待相談対応件数は、千葉県・全国ともに増加傾向にあり、児童虐待防止法において体罰禁止が明文化されるなど、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくことが求められています。本村では、児童虐待相談対応件数は、毎年数件の対応となっており、また、要支援・要保護児童数は、令和3年度以降は0件となっています。引き続き、児童虐待の早期発見・未然防止のために、関係機関が連携し、サポート体制を構築していく必要があります。
- ◇近年、社会的経済的環境の変化は著しく、貧困、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラー、自殺等のこども・若者の抱える問題は多様化・複雑化しており、個々の問題に寄り添った慎重な対応が求められています。本村では、就学前児童については、母子保健事業やこども園を通じたきめ細かな支援に取り組んでいます。また、就学後は学校に配置された「スクールカウンセラー」により、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の問題について、専門的立場から児童生徒・教師・保護者のカウンセリングを行い、指導・助言・援助を行っています。さらに、「自殺防止対策推進計画」に基づき、「長生村いのちを支える自殺対策推進本部」を設置し、全村的に自殺対策の推進に取り組んでいます。しかし、中学校を卒業した後の若者世代の状況については、把握ができていない状況です。
- ◇小中学生を対象としたアンケート調査によると、「困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人」について、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した割合は6.2%となっています。また、高校生・若者を対象としたアンケート調査によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外の相談先に求めることについて「誰にも相談したくない」と回答した割合は8.5%となっています。
- ◇「国民生活基礎調査」によると、令和3年の貧困線は127万円となっており、相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率（貧困世帯で暮らす17歳以下のこどもの割合）は11.5%となっています。本村においても、小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、約1割が「貧困の課題を抱えている世帯」、約3割半ばが「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」であると想定され、こうした家庭では、学習塾等のこどもへの支出や体験の機会に差が出ている傾向が見られました。
- ◇小中学生を対象としたアンケート調査では、「兄弟姉妹のお世話をする」については約3割、「父母のお世話をする」・「祖父母のお世話をする」については約2割が月1回以上携わっているという回答がありました。中でも、1週間に何回かお世話をしている児童数が、兄弟姉妹のお世話が48人、父母のお世話が41人、祖父母のお世話が39人いることがわかりました。こうした児童生徒がスクールカウンセラー等の相談機関に適切につながっているかを確認するとともに、相談機関の設置等を考えていく必要があります。

目指す方向性

- ◇被害を未然に防ぐため、母子保健事業の強化に努めます。また、被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し、きめ細かな相談体制を確立します。
- ◇学校に配置したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援を得ながら、こどもや保護者が相談・助言のしやすい環境づくりに努めます。また、問題が深刻化する前の早い段階でこどもに寄り添えるよう、学童保育所などの関係者との情報共有・連携強化に努めます。
- ◇本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、いわゆるヤングケアラーの問題について、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。
- ◇中学校卒業した後も継続的な支援ができるよう、包括的な相談窓口の整備を検討します。

項目	現状	令和 11 年度
「困っていることやなやみごとがあるとき、相談できると思う人」について、小中学生が「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 6.2%	減少↓
社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外の相談先に求めることについて「誰にも相談したくない」と回答した割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 8.5%	減少↓

具体的な取組

①児童虐待防止対策の推進

NO	事業名	取組内容 事業内容	担当課	該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
				1つもの計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
27	長生村要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待の防止と虐待に対応するために、こども家庭センターを中心に、関係機関等と連携し、「長生村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども教育課	○	○	○	○	No97
28	児童虐待の発生予防	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的・肉体的に最も支援を必要とする出産直後の時期を中心に母子保健事業の強化に努めます。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○	○	No98
29	児童虐待の早期発見・早期対応	児童からのサインに常に気を配りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、その事実を確認した場合は、早急に関係機関へ連絡し、児童生徒への被害が最小限となるよう取り組みます。また、こども家庭センターが中心となり、関係職員で情報を共有するとともに対応できる体制づくりに努めます。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○	○	No99
30	児童虐待に関する相談体制の充実	被害を受けたこどもの早期発見と早期対応による立直り支援のため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、こども家庭センターが中心となり、家庭児童相談員への連絡、個別支援会議の開催等、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○	○	No100

②困難を抱えるこども・若者への支援

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
31	家庭児童相談事業	こどもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、児童相談所等関係機関と連携し支援します。	健康推進課 子ども教育課	○	○	○	○	No8
32	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を配置し、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の問題について、専門的立場から児童生徒・教師・保護者のカウンセリングを行い、指導・助言・援助します。	子ども教育課	○	○	○	○	No9
33	不登校対策の整備	不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、適応指導教室を中心とした不登校対策を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみの活動に努めます。また、小中学校に配置しているスクールカウンセラーを定期的に役場に配置する等、児童生徒が相談しやすい環境作りを検討していきます。	子ども教育課	○	○	○	○	No10

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
34	包括的な相談窓口の検討	中学校を卒業した後も継続的な支援ができるよう、包括的な相談窓口の整備を検討します。	子ども教育課	○	○	○	○	
35	ヤングケアラーへの支援	地域や関係機関からヤングケアラーについての情報提供があった場合には、関係機関が情報共有・連携して、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○	○	
36	こころの健康づくりの推進	「SOSの出し方教育」「いのちを大切にす健康教育」を実施し、こころの健康づくりを推進します。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○	○	

(6) 犯罪などから子ども・若者を守る取組

現状と課題

- ◇全国的に多発する子どもが被害に遭う事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に発生が集中しています。かつては、地域の防犯ボランティアが子どもの見守り活動を行っていましたが、近年は、防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加等により「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことが必要となっています。
- ◇インターネットを始めとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。家庭、学校、地域、関係機関が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中で、遊びやコミュニケーションのあり方も激変しています。小中学生を対象としたアンケート調査では約6割、高校生・若者を対象とした調査では約6割半ばがインターネット空間を居場所として認識している状況であり、従来の有害環境対策だけではなく、ネットパトロールなどの方策を検討していくことが必要です。
- ◇就学前児童保護者・小学生児童保護者を対象にしたアンケート調査において、長生村の子育て支援に対する満足度を聞いたところ、「交通安全教育の推進」については、就学前児童保護者の約6割、小学生保護者の約7割半ばが「満足」・「やや満足」と回答がありました。一方で、「防犯体制」について、「不満」と「やや不満」と回答した割合は就学前児童保護者で約2割半ば、小学生保護者で約3割となっています。子どもたちが自分の身を守ることができるよう、各教育内容の充実に努めるとともに、子ども・若者や保護者等が安全・安心に生活することができるよう、体制の整備を進めていく必要があります。

目指す方向性

- ◇子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。
- ◇引き続き、交通安全教育や防犯・防災教育の充実に努めます。

項目	現状	令和11年度
長生村の「交通安全教育の推進」に満足している保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 59.2% 小学生保護者 75.1%	増加↑
長生村の「防犯体制」に不満を持っている保護者の割合 ※就学前児童・小学生保護者アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 就学前児童保護者 26.3% 小学生保護者 33.1%	減少↓

具体的な取組

NO	事業名	取組内容 事業内容	担当課	該当する計画				長生村第3期子ども 子育て支援事業計画
				一 じ ぶ も 計 画	こ ど も の 貧 困 対 策 推 進 計 画	子 ど も ・ 若 者 計 画	少 子 化 対 策	
37	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないように、インターネットを始めとするメディア上の子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動に努めます。また、青少年の非行・被害防止全国強化月間期間中に関係者会議を開催し、インターネット等の利用に関する教育・啓発を実施します。	生涯学習課	○		○	○	No75
38	企業等への有害環境改善の働きかけの推進	地域、警察、関係団体ボランティア等と連携して情報を提供し合い、有害図書・DVDソフト等の存在を把握し、関係者の理解を求め、環境改善に努めます。	子ども教育課 生涯学習課	○		○	○	No76
39	有害環境対策の促進	防犯パトロール等による青少年の非行防止や有害環境の排除、防犯指導員の活動に対し、必要な支援に努めます。	総務課			○	○	No77
40	交通安全教育の推進	小中学生を対象とした体験型の交通安全教室の実施を通じて交通ルールの学習機会を提供するとともに、関係団体と協力した啓発活動の実施により子ども及び子育て家庭の交通安全意識の向上に努めます。	総務課	○		○	○	No86
41	自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進に努めます。	総務課	○		○	○	No87

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども 子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困 対策推進計画	子ども・ 若者計画	少子化対策	
42	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換に努めます。	各学校 総務課	○		○	○	No88
43	パトロール活動の推進	警察等の関係機関と連携し、学校付近や通学路、また危険個所におけるパトロール活動の推進に努めます。	各学校 総務課	○		○	○	No89
44	防犯教育の推進	警察等の関係機関と連携し、子どもが犯罪等に遭わないようにするため、防犯教育の実施に努めます。	各学校 こども園	○		○	○	No90
45	「子ども110番の家」等防犯ボランティア活動の支援	防犯指導員やPTA等の防犯活動の支援や子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」ステッカーの貼り付けを依頼する等、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	総務課 生涯学習課	○		○	○	No91
46	防災教育の推進	防災に関する理解を深め、日頃からの備えや災害時の避難行動を適切に行うことができるよう、防災教育の実施に努めます。	子ども教育課 総務課	○		○	○	

基本目標2 こども・若者の成長に沿った支援の充実

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

現状と課題

- ◇本村では、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診・新生児訪問・ママパパ教室等の母子保健における、健康診査・訪問指導・保健指導等の充実に努めています。また、母子健康手帳の交付時などに、個別に情報提供・相談を実施するとともに、新生児・妊産婦訪問指導を通じて里帰り出産される方も含め母子全員の把握に努めています。また、引き続き周知や取組の方法等を充実させていく必要があると考えられます。
- ◇令和3年度から、新生児聴覚検査において、検査費用の現物給付化（上限3,000円）を開始、また、分娩後の母親の身体的回復と心理的な安定を促すことを目的に産後ケア事業を実施、令和5年度から、妊婦歯科健診事業として、妊産婦の口腔衛生の向上のため、妊婦または産後1年以内の産婦を対象に村内の歯科医院で1回（無料）の歯科健康診査を実施しています。
- ◇「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めています。

目指す方向性

- ◇安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、こどもと母親の健康の確保に努めます。また、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制を確保するとともに、内容の充実に努めます。
- ◇「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の更なる充実に努めます。

項目	現状	令和11年度
乳児健診受診率	(令和7年度) 96.4%	増加↑
1歳6か月児健診受診率	(令和7年度) 98.1%	増加↑
3歳児健診受診率	(令和7年度) 95.8%	増加↑
ベビーマッサージ教室	(令和7年度) 6回	維持→

具体的な取組

①こどもと母親の健康の確保

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
47	妊婦歯科健診の実施	妊産婦の口腔衛生の向上のため、妊婦または産後1年以内の産婦を対象に村内の歯科医で1回(無料)の歯科健康診査を実施しています。	健康推進課	○	○		○	No24
48	母子健康手帳等の交付	妊娠、出産、こどもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳や母子手帳アプリの使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳幼児健康診査受診票の使い方の説明、子ども医療費助成制度及び児童手当の手続きの案内に努めます。	健康推進課 子ども教育課	○	○		○	No25
49	ママパパ教室の開催	安全な妊娠・出産の経過と、母性・父性の育成により健やかにこどもを産み育てることができるように支援することを目的として、保健師・栄養士・歯科衛生士・助産師により、保健センターでママパパ教室を開催します。	健康推進課	○	○		○	No26
50	福祉タクシー事業(再掲)	タクシーを利用しなければ移動が困難な妊産婦へタクシー利用券(チケット)を最大34枚交付し、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成します。また、今後更なる助成拡大を検討していきます。	福祉課	○	○		○	No12

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
51	妊婦のための支援給付事業	妊婦のための支援給付事業により、妊婦や低年齢期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援とともに出産育児に係る経済的な負担の軽減を図ります。 (妊娠届出時)50,000円 (新生児出産後)50,000円	健康推進課	○	○		○	No13
52	おめでとう赤ちゃんプレゼント事業	出生したこどもの健やかな成長を願い、保護者の出産に祝意として、こども商品券を第1子及び第2子には1万円、第3子以降は2万円支給します。	健康推進課	○	○		○	No14
53	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするこどもの治療に必要な医療費の一部を公費で負担し、経済的負担の軽減を図ります。また、病院と連携を図り、退院して自宅に戻ってからの生活を継続的に支援します。	健康推進課	○	○		○	No16
54	新生児聴覚検査の実施	新生児の聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置ができるよう、新生児聴覚スクリーニング検査の助成を行います。	健康推進課	○	○		○	No27
55	産後ケア事業の実施	支援を必要とする産婦及び乳児の心身のケアや育児の支援等を目的として、契約医療機関にて「宿泊型」及び「日帰り型」、契約助産院にて「訪問型」を実施します。	健康推進課	○	○		○	No28

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
56	予防接種の実施	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象とした、法律による予防接種の実施に努めます。	健康推進課	○	○		○	No29
57	新生児・妊産婦訪問指導の実施	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠中や新生児期の不安の高い時期に、保健師による家庭訪問を行います。里帰り出産される方については、里帰り先の自治体への訪問依頼及び村内に戻ってからの訪問を実施し、母子全員の把握に努めます。	健康推進課	○	○		○	No30
58	乳幼児保健指導の実施	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。	健康推進課	○	○		○	No31

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
59	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、早期治療のために、医療券を利用して3～6か月児、9～11か月児の健康診査のほか、保健センターにて乳児(4か月児、7か月児、12か月児)、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問等にて勧奨し、発達確認に努めます。	健康推進課	○	○		○	No32
60	乳幼児の育成指導の実施	乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした乳幼児の育成指導事業として、保健センター等で各種教室・相談の実施に努めます。	健康推進課	○	○		○	No33
61	歯科健康診査等の実施	1歳6か月児、2歳児歯科健診、3歳児健診時に歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による個別指導を実施します。口腔衛生状態の悪い幼児等を対象に、保育者の歯に対する関心を深め、生活習慣のひとつとして、歯みがきの定着を図ります。また、希望者にフッ化物歯面塗布を行います。	健康推進課	○	○		○	No34

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
62	口腔の健康管理の実施	歯科健診や健康教育、こども園の年長児から中学卒業までフッ化物洗口を行い、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。また、永久歯のむし歯を予防し、8020運動を促進します。	健康推進課	○	○		○	No35
63	子育て教室の開催	乳幼児をもつ親等を対象に、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。親相互の交流や親子の触れ合いなどを通じ、親の主体的な活動を尊重して自主力を高めることを目的とし、ベビーマッサージ教室や離乳食教室などの教室を保健センターで開催します。	健康推進課	○	○		○	No36
64	離乳食指導	乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうため、保健センターで離乳食指導に努めます。また、乳児健診時や相談があった場合は、個別に対応します。	健康推進課	○	○		○	No37

②幼児期の学校教育・保育の充実

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
65	幼児期の学校教育・保育の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実に努めます。	子ども教育課 各こども園	○	○		○	各論Ⅰ
66	こども園施設の整備	こども園において、安全で快適に過ごせるよう、こども・子育て支援事業債等を活用し、設備の充実を図ります。	子ども教育課	○	○		○	
67	こども園給食の推進	3歳未満児・3歳以上児ともに完全給食を実施しています。入園児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤、おいしい・楽しいという情緒的機能、食事を大切にする考え方を教える教育的機能等の役割をもつこども園給食の推進・充実に引き続き努めます。	子ども教育課 各こども園	○	○		○	No38

■こども・子育て支援事業債活用予定事業

地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、国が新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設しました。

「こども・子育て加速化プラン」の実施期間である令和10年度までに実施する次の事業が対象となります。

子育て支援機能強化に係る施設整備	子育て関連施設の環境改善
【対象施設】 公共施設、公用施設 【活用例】 子育て相談室 あそびの広場 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー 子育て親子の交流の場	【対象施設】 児童福祉施設、障がい児施設、幼稚園等 【活用例】 空調、遊具、防犯対策設備の設置 バリアフリー改修 園庭の整備改修 トイレの環境改善

本村では、「こども・子育て支援事業債」を活用し、こども園等の環境改善のため整備を予定しています。

施設名	事業概要	実施期間(予定)	担当課
八積こども園	・遊具の設置 ・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
高根こども園	・遊具の設置 ・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
一松こども園	・遊具の設置 ・施設整備 その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
八積学童保育所	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
八積第2学童保育所	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
高根学童保育所	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
高根第2学童保育所	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
一松学童保育所	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課
長生村文化会館	・施設整備 ・その他環境改善	令和8年度～ 令和10年度	生涯学習課

施設名	事業概要	実施期間(予定)	担当課
長生村交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備 ・その他環境改善 	令和8年度～ 令和10年度	生涯学習課
長生村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備 ・その他環境改善 	令和8年度～ 令和10年度	健康推進課
尼ヶ台総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の設置 ・施設整備 ・その他環境改善 	令和8年度～ 令和10年度	子ども教育課

(2) 学童期・思春期

現状と課題

◇本村の教育大綱では、「豊かな心を持ち生涯にわたって学び続ける意欲と、たくましく生きる力を育成する」ことを推進しています。これまでは、学習指導支援員や特別支援介助員の協力を得た指導計画に基づく授業の実施や、地域の人の協力を得た活動の実施、また、青少年相談員連絡協議会を中心とした様々な体験活動の充実に努めてきました。

◇小中学生を対象としたアンケート結果では、小中学生の自己肯定感、将来の希望、自己有用感に対する肯定的な認識を示している割合が、全国値と比べて低い傾向がみられました。また、少子化の進行により体験活動やジュニアリーダーへの参加人数が減少するとともに、ボランティア人材の確保が困難になってきています。時代に即したプログラムや体制を検討していく必要があります。

目指す方向性

◇これまでの取組を継続するとともに、次代の担い手であることもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、時代に即した学校の教育環境等の整備に努めます。

項目	現状	令和 11 年度
学校の授業の理解度について「わからないことが多い」・「ほとんどわからない」を回答した割合 ※小中学生アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 小学生 6.6% 中学生 12.7%	減少↓
「今の自分が好きだ」として肯定的な回答をした割合 ※小中学生アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 62.9%	増加↑
「自分は役に立っていると感じる」として肯定的な回答をした割合 ※小中学生アンケート調査(令和6年度)	(令和6年度) 36.0%	増加↑
「今の自分が好きだ」として肯定的な回答をした割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 66.1%	増加↑
「自分は役に立っていると感じる」として肯定的な回答をした割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 60.6%	増加↑

具体的な取組

①児童の健全育成

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
68	児童・生徒のための放課後等の居場所づくり	放課後等の児童・生徒の居場所づくりに努めます。また、体制整備に向けて、福祉関係課との連携に努めます。	子ども教育課 生涯学習課	○	○	○	○	No4
69	学校給食の推進	バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、地産地消に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配付するなど情報の提供に努めます。また、給食センター化については、令和8年度の運用開始を目指します。	子ども教育課 各学校	○	○	○	○	No39
70	思春期教室の実施	思春期のこどもへのかかわり方について、関係機関と連携し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。	各学校 健康推進課	○	○	○	○	No40
71	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。	各学校 健康推進課	○	○	○	○	No41

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
72	未成年者の健康影響についての教育推進	小中学校において、未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害、がん予防等、保健指導を通じて、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。	各学校健康推進課	○	○	○	○	No42
73	心の健康に関する情報提供・知識の普及	精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。また、「千葉いのちの電話」、「24時間子供 SOS ダイアル」、「子どもと親のサポートセンター」のPRにも努めます。	各学校健康推進課	○	○	○	○	No43

②確かな学力の向上

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	いづも計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
74	基礎学力向上の推進	年間指導計画や週指導計画にて授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No47
75	総合的な学習充実支援事業	小中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童生徒により実感のこもった体験活動の場を設定し、児童生徒の将来に向けた夢や希望に繋がるように努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No48
76	情報教育の充実	1人1台のタブレット端末支給及び全教室に電子黒板を導入し、児童生徒のスキルアップだけでなく、ICTを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築を目指します。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No50
77	障がい児教育(学級)の充実	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童生徒が、小中学校において、障がいの種類や程度に応じて、適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No51

③豊かな心と健やかな体の育成

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	いじめ計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
78	道徳教育の充実	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、「授業用ワークシート」を活用し、児童生徒の実生活に即した題材を提示した道徳教育の充実を図ります。また、「授業用ワークシート」を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。また、全校でいじめ予防の課題に取り組む「いじめゼロ集会」を今後も継続して実施します。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No52
79	福祉教育の推進	障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育に努めます。特に、青年層のやさしさや思いやりを育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No53
80	学校教育における男女共同参画の推進	小中学校において、社会科・道徳・特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深める等の指導を推進します。	子ども教育課 各学校	○	○	○	○	No73
81	多様な体験活動の推進	青少年相談員連絡協議会を中心として、地域と行政が連携・協力することで、キャンプ大会やスキー交流会・その他スポーツイベントなどを実施し、多様な体験活動を推進します。	生涯学習課	○	○	○		No54

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
82	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	生徒指導は、全職員が一体となって取り組むことから、各学校の指導理念についての共通理解を図り、全職員が協力して指導できる体制を整えます。一方で、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみの取組に努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No55
83	部活動の支援	部活動指導員の配置や部活動地域展開を検討し、地域人材の活用や地域との連携を強め、部活動の充実を図ります。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No56
84	小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、小学4年生・中学1年生を対象に予防健診と事前事後指導について、継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。	子ども教育課 健康推進課	○	○	○		No57

④信頼される学校づくり

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こども・貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
85	学校運営の充実	開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No58
86	学校支援ボランティアの活用	児童生徒の教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者、地域人材、さらには各種団体等の教育力を生かし、学校支援ボランティアの有効活用に努めます。	子ども教育課 各学校	○	○	○		No59

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
87	学校運営協議会の活用	コミュニティスクール(学校運営協議会)を活用し、地域・家庭・学校との連携・協力に一層努めます。今後は地域学校協働本部の設置に向けて検討していきます。	子ども教育課 各学校	○		○	○	No60
88	教職員の研修の充実	各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと、計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、関係機関との連携を図りながら、教職員が主体的に取り組める研修機会を充実させます。	子ども教育課 各学校	○		○	○	No61
89	安全管理の推進	児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関・関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。	子ども教育課 各学校	○		○	○	No62
90	少子化に伴う施設の有効活用	児童生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室を始めとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として、学校施設の有効活用に努めます。	子ども教育課	○		○	○	No63
91	学校施設の整備	こどもに安全で豊かな環境を提供するために、必要に応じた校舎の改修やエアコンの設置など、学校施設の整備に努めます。	子ども教育課	○		○	○	No64

(3) 青年期

現状と課題

- ◇近年、「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」をひきこもり状態と定義し、長期化、高年齢化している方への支援が課題となっています。高校生・若者を対象としたアンケート調査において、「ほとんど外出しない」と回答した方に、その期間と理由を聞いたところ、6か月以上家庭にとどまり続けている状態と思われる方は8人となっており、不登校・病気・人間関係が主な理由となります。
- ◇高校生・若者を対象としたアンケート調査において、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になったときの相談先について聞いたところ、訪問や電話による相談方法よりも、インターネットを介した相談や匿名であることを重視している方が多く見られます。高校生・若者世代が相談しやすい体制を検討していく必要があります。

目指す方向性

- ◇高校生・若者世代の方が社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、相談しやすい体制を検討していきます。
- ◇関係機関等と連携し、結婚を希望する人の出会いの場の創設や、就労支援等の情報発信に取り組みます。

項目	現状	令和 11 年度
家族や知り合い以外の相談先として「誰にも相談したくない」と回答した割合 ※高校生・若者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 8.5%	減少↓

具体的な取組

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
92	むらっ子ナビのサポート事業	高校や大学等への進学に伴う経済的負担の軽減を図るため、16歳及び19歳の学生1人につき年3万円を支給します。	子ども教育課	○	○	○	○	
93	ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。	産業課	○	○	○	○	
94	男女の出会いの場づくりの検討	結婚願望を持ちながらも、結婚の機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供・相談などの支援について検討します。	企画財政課	○	○	○	○	No74
95	相談支援体制の充実	ニートやひきこもりの状態にある方、進路や就職、人間関係等に悩みや不安を抱えている方に向けた相談支援に関する情報提供を行うとともに相談支援体制の充実に向けた検討をします。	子ども教育課	○	○	○	○	

基本目標3 こども・若者を支える家庭への支援の充実

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

◇本村では、医療費や予防接種費用の助成をはじめ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っており、不妊治療に係る助成や出産・子育て応援事業、第3子以降学校給食費無償化等、支援の拡充を行ってきました。しかし、小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、こどもを産み・育てることへの不安として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した割合が約7割半ばとなっています。「貧困の課題を抱えている世帯」や「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」では、学習塾等のこどもへの支出や体験の機会に差が出ている傾向が見られました。

目指す方向性

◇安心して妊娠・出産・子育てができるように、医療費や予防接種費用の助成をはじめとする、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

◇こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、こどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図っていく必要があります。

◇取組内容について、SNS等による発信に努めます。

項目	現状	令和11年度
「学習塾、通信教育、家庭教師を利用する」について、 貧困の課題を抱えている世帯の小中学生保護者が「 したいが経済的にできない」と回答した割合 ※小中学生保護者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 40.0%	減少↓
「こどもを産み・育てることへの不安」について、小中 学生保護者が「子育てや教育にお金がかかりすぎるこ と」と回答した割合 ※小中学生保護者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 77.6%	減少↓

具体的な取組

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
96	不妊治療費助成事業	治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療に係る本人負担額に対し、上限を10万円とする助成を行います。	健康推進課	○	○		○	No11
97	児童手当の支給	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当について、国の基準に沿って支給します。	子ども教育課	○	○		○	No15
98	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成制度は、こどもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、こどもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成する制度です。本村では、入通院・調剤ともに乳児から高校3年生までを対象に助成します。	子ども教育課	○	○		○	No17
99	任意予防接種費用助成事業	下記任意予防接種費用の一部を助成します。 ・おたふくかぜ 1回目:生後1歳～3歳に至るまでの方 2回目:1回目接種を済ませている5歳以上7歳未満の方(小学校就学前の1年間) ・インフルエンザ 生後6か月～中学3年生 中学3年生と同一世帯に属する高校1年生相当以上65歳未満の方 国・県をはじめとした他自治体の動向を含め検討します。	健康推進課	○	○		○	No18

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども 子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困 対策推進計画	子ども・ 若者計画	少子化対策	
100	保育料の減免	国の保育料無償化に沿った3歳以上児の無償化及び3歳未満児の保育料について村の保育料基準額表により保護者の所得に応じた利用者負担を徴収しています。下記世帯では保育料の減免を行い経済的支援に努めます。 ・ひとり親世帯 ・在宅障がい児(者)のいる世帯 ・生活保護法による被保護世帯等	子ども教育課	○	○		○	No19
101	第3子以降学校給食費無償化	子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、対象児童生徒の給食費の無償化を実施します。また、更なる給食費の無償化を検討していきます。	子ども教育課	○	○		○	No20
102	就学援助制度	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。	子ども教育課	○	○		○	No21
103	卒業記念アルバム作成費の補助金交付	卒業記念アルバム作成に係る費用に対して補助金を交付します。	子ども教育課	○	○		○	No22
104	長生村奨学金等貸付制度	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な学生を支援します。	子ども教育課	○	○		○	No23
105	長生村学習支援事業「夢・未来塾ちようせい」	生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯等を対象とした学習支援を行います。	生涯学習課	○	○	○	○	

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

◇現代社会においては、核家族化の進行に伴って、家庭における子育て機能が弱くなっていると言われてしています。本村では、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援ができるようこども家庭センターを中心に、関係機関との連携に努めています。また、様々な媒体や機会を通じた子育て支援情報の提供にも努めています。さらに、令和4年度からコミュニティスクール（学校運営協議会）が各小中学校で設置され、令和6年度から各校が主体的な活動を始めています。

目指す方向性

◇引き続き、こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ない支援や、情報提供の充実に努めます。また、学校に設置されたコミュニティスクール（学校運営協議会）との連携を深め、地域ぐるみのネットワークの強化を図っていきます。

項目	現状	令和 11 年度
小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催数	(令和7年度) 26回	維持→

具体的な取組

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	一歩も計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
106	子育て世帯への情報提供	子育てに関する情報提供の充実に努めます。取組内容のSNSによる発信に努めます。 【主な媒体】 ・子育てハンドブック ・広報、ホームページ ・母子手帳アプリ ・母子保健事業の年間予定表等	子ども教育課 健康推進課	○			○	No1
107	子育て支援における関係機関との連携	きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、民間事業者やコミュニティスクール(学校運営協議会)などの様々な地域活動団体と行政の官民の枠を超えた、地域における子育て支援のネットワーク化に努めます。	子ども教育課 健康推進課	○			○	No2
108	小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、小学校・中学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報提供・研修会を実施します。	生涯学習課 子ども教育課	○			○	No3
109	子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、親子が他の友達と楽しく遊ぶ機会として、外国人講師による英語ひろばや保育士による親子ふれあいひろば等を実施することで家庭教育の再生に努めます。	生涯学習課 子ども教育課	○			○	No65

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども 子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困 対策推進計画	子ども・ 若者計画	少子化対策	
110	健診時の遊びの提供	乳幼児健康診査時に、お話しボランティアによる絵本の読み聞かせ、手遊び等の紹介、保育士による遊びの指導を取り入れ、母親等が遊びを通してこどもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。	健康推進課 生涯学習課	○			○	No66
111	学校施設の開放	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設(小中学校)の開放に努めます。	生涯学習課 子ども教育課	○			○	No68
112	スポーツ大会等の開催	こどもから高齢者まで、だれもがスポーツを楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各種大会やスポーツ教室等の充実を図り、様々なスポーツに触れ、人と人との触れ合いの中で豊かな心と健康の増進に努めます。	生涯学習課	○			○	No69
113	ジュニアリーダーの育成	中学生の青少年健全育成事業への参加や小中学生の研修会への参加等を通じ、ジュニアリーダーの育成確保に努めます。	生涯学習課	○			○	No70

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども 子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	こども計画	こどもの貧困 対策推進計画	子ども・ 若者計画	少子化対策	
114	スポーツ協会活動の充実	住民の体力づくりと健康維持促進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、スポーツ協会活動の充実に努めます。	生涯学習課	○		○		No71
115	地域活動への支援	地域活動を奨励するために、子ども会等地域組織の育成、指導者の発掘・養成、PR活動の推進、生涯学習相談の実施、活動内容・活動場所の提供、支援・協力等事業の推進に努めます。	生涯学習課	○		○	○	No72

(3) 共働き・子育ての推進

現状と課題

◇「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることです。どちらかを犠牲にすることなく、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取組です。小中学生保護者を対象としたアンケート調査では、こどもを産み・育てることへの不安として「仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと」を回答した割合が約4割となっており、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、固定的な性別役割分担意識、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消することが必要です。

目指す方向性

◇多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

◇保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の啓発・広報、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

項目	現状	令和 11 年度
こどもを産み・育てることへの不安として「仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと」を回答した割合 ※小中学生保護者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 40.7%	減少↓

具体的な取組

①共働き・子育ての推進

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
116	男女の働き方の意識の是正	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。	総務課	○		○	○	No92
117	就業条件・環境の整備	家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。そこで男性も家庭生活を担うことで、男女がともに職業生活・家庭生活の両立ができるように男女共同参画東上総地域推進会議を通じ、男女雇用機会均等法等法制度の周知・啓発に努めます。	総務課	○	○	○	○	No93
118	ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。	産業課	○	○	○	○	No94
119	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主等への啓発、住民に対する広報に努めます。	総務課	○	○		○	No96

②保育サービスの充実

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	子ども計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
120	民間保育サービスへの支援	村は、公的保育サービスにより仕事と子育ての両立の推進に努めていますが、保護者の事情に配慮し、必要に応じ民間保育サービスへの支援も検討していきます。	子ども教育課	○	○		○	No95
121	地域子ども・子育て支援事業の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こども園における保育及び放課後児童健全育成事業等の充実に努めます。	子ども教育課	○	○		○	各論Ⅰ

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

◇小中学生保護者を対象としたアンケート調査によると、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満に該当するのは、両親世帯及び祖父母等の親族と同居の両親世帯では約1割となっていますが、ひとり親世帯及び祖父母等の親族と同居のひとり親世帯では約3割となっています。両親世帯と比べ、ひとり親世帯では「貧困の課題を抱えている世帯」及び「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」の比重が高いことがうかがわれます。

◇ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

目指す方向性

◇ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に子育て支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

項目	現状	令和11年度
過去1年間で、食料が買えないことが「あった」と回答した親族と同居していないひとり親世帯の割合 ※小中学生保護者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 33.3%	減少↓
過去1年間で、「衣服が買えないことがあった」と回答した親族と同居していないひとり親世帯の割合 ※小中学生保護者アンケート調査(令和7年度)	(令和7年度) 46.7%	減少↓

具体的な取組

取組内容				該当する計画				長生村第3期子ども・子育て支援事業計画
NO	事業名	事業内容	担当課	ーじも計画	こどもの貧困対策推進計画	子ども・若者計画	少子化対策	
122	就業機会の拡充	関係機関との連携により、パンフレット等による周知啓発、情報提供を行い、就業機会の拡充に努めます。	産業課	○	○	○	○	No101
123	ひとり親家庭等の自立、就業支援	現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学支援を推進します。また、母子家庭・父子家庭の親の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。	子ども教育課	○	○	○	○	No102
124	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子ども教育課	○	○	○	○	No103
125	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭・寡婦及び親のいない20歳未満の経済的自立を支援するため、低利の各種生活資金の貸付を実施しており、今後も国・千葉県の指針に基づき資金の貸付を実施します。	子ども教育課	○	○	○	○	No104

第5章 計画の推進・展開

第1節 計画の推進に向けて

(1) 住民・関係機関との連携

本計画における施策の推進に当たっては、行政だけではなく、こども園、学校、企業、地域住民をはじめ、社会全体で子育てに取り組むという認識を持って進めていく必要があります。そのため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民への意識啓発を推進します。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画における施策は、福祉・保健・教育など様々な分野が関連します。そのため、住民に効率的・効果的な支援を提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効率的な推進を図ります。

第2節 計画の進行管理・点検について

(1) 計画の進行管理

本計画の施策の実施に当たっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換・連携を強化するとともに、各施策の実施状況を把握し、点検を行うとともに事業の優先度を調整し、今後の取組に生かしていきます。

(2) 計画の推進状況の公表

本計画の策定に当たっては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）による審議を行っており、各施策の推進状況に関しては、長生村健康づくり推進協議会（子ども・子育て会議）を通じて公表し、継続的に意見をいただけるよう努めます。また、住民に対し、村の広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

第1節 審議・策定経過資料

(1) 長生村健康づくり推進協議会設置条例

平成23年9月20日

条例第14号

(設置)

第1条 村民の総合的な健康づくり対策を推進するため、長生村健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、村民の総合的な健康づくりのための方策を審議し、その結果を村長に報告し、必要な助言等を行うとともに、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年長生村条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月8日条例第12号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する

(2) 長生村健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

No	該当する号	職名等	氏名
1	一号該当 (保健医療関係団体の代表者)	村医代表	津谷 恒夫
2		村歯科医代表	木島 武文
3	二号該当 (関係行政機関の代表者)	長生健康福祉センター長	塚原 優己
4		国保運営協議会会長	門口 昭
5		民生委員児童委員協議会 会長	古山 一夫 (~令和7年11月30日)
6			鏑木 謙一郎 (令和7年12月1日~)
7		保健衛生推進協議会会長	小高 智恵子
8		こども園代表	加藤 昌代
9	三号該当 (小中学校の代表者)	学校長会代表	谷井 栄子
		養護教諭会代表	前橋 沙耶
10		栄養士会代表	伊藤 康恵
11	四号該当 (学識経験者)		矢澤 俊夫
12			斉藤 悟
13			小倉 幸恵
14			板倉 智美
15			東條 有希子
16			酒井 和子
17			小関 光
18			高橋 里織
19			酒井 翠

事務局：子ども教育課

(3) 策定経過

年月日	事項	概要
令和7年7月3日	令和7年度第1回長生村健康づくり推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●長生村こども計画の概要について ●長生村こども計画策定に係るアンケート調査について
令和7年7月	アンケート調査(こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校在籍の小学生児童(小学4年生～小学6年生)・中学生児童全員及びその保護者を対象に実施 ●村内在住の15～34歳の1,000人を対象に実施
令和7年10月30日	令和7年度第2回長生村健康づくり推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者の意識・生活に関するアンケート調査報告書について ●長生村こども計画骨子案並びに今後のスケジュールについて
令和8年1月13日～26日	パブリックコメントの実施	
令和8年26日	令和7年度第3回長生村健康づくり推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント結果について ●長生村こども計画案について

第2節 法制度に係る資料

(1) こども計画に係る法律

①こども基本法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

②こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

③子ども・若者育成支援推進法

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

④少子化社会対策基本法

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に係る法律

①子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

②次世代育成支援対策推進法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 関係法律におけるこども・児童等の定義

①こども基本法

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

②関連法律におけるこども・児童の定義

	0歳	1歳	3歳	6歳	12歳	14歳	15歳	18歳	20歳
	<small>小学校 中学校 就学始期 就学始期</small>								
子ども・子育て支援法(第6条)	← 小学校就学前 子ども → ← 小学校就学前 子ども →								
児童福祉法(第4条)	← 乳児 幼児 児童 少年 → ← 乳児 幼児 児童 少年 →								
母子保健法(第6条)	← 乳児 幼児 →								
母子及び父子並びに寡婦福祉法(第6条)	← 児童 少年 →								
学校教育法(第26条、第17条、第57条等)	← 幼児 学齢児童 学齢生徒 生徒・学生 →								
少年法(第2条、第3条)	← 触法少年 少年 犯罪少年 特定少年 →								
刑法(第41条)	← 刑事未成年者 →								
労働基準法(第56条、第57条)	← 児童 年少者 →								
児童手当法(第3条)	← 児童 少年 →								
児童扶養手当法(第3条)	← 児童 少年 →								
民法(第4条)	← 児童 少年 →								

長生村こども計画

発行年月：令和8年3月

発行・編集：長生村教育委員会 子ども教育課

所在地：〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話：0475-32-2117

ファクス：0475-32-6802

E-mail：kodomomail@vill.chosei.lg.jp

ホームページ：https://www.vill.chosei.chiba.jp/
